

法文学部修学の手引

— 平成26年度入学 —

鹿児島大学法文学部

法文学部修学の手引

—平成26年度入学—

法文学部の教育の目標及び方針

1. 法文学部の教育目標

法文学部は、情報化、国際化および地域社会の変化に伴う諸問題に適切に対処できる現実的な課題解決能力をもつ人材の育成を教育目標にしている。

2. 法文学部のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

- 1) 人文社会科学の基礎的教養を習得するために、共通教育ならびに各学科において基礎ゼミ等の基礎的科目を配置します。
- 2) 体系的に専門知識を習得するために、各学科において講義等の専門科目を配置します。
- 3) 諸分野の問題を多角的に分析し、現実に即した問題解決能力・言語能力・情報処理能力を身につけるために、各学科において少人数教育による演習、実験、実習等の専門科目を配置します。
- 4) 広い視野をもった「進取の精神」を涵養するために、共通教育ならびに現代的ニーズ科目等の科目を配置します。

3. 法文学部のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

- 1) 人文社会科学の基礎的教養を習得している。
- 2) 専攻する学問分野についての体系的な知識を習得している。
- 3) 諸分野の問題を多角的に分析し、解決策を立案し発信する能力を備えている。
- 4) 地域社会及び国際社会に貢献できる「進取の精神」を身につけている。

法政策学科の教育の目標及び方針

1. 法政策学科の教育目標

法政策学科は、行政・企業における法律専門家の育成と共に、多方面に応用可能なリーガル・マインド（法的思考能力）と政策立案能力を用いて、個人・家族・地域共同体・国家・国際社会の諸問題を解決することができる人材の育成を教育目標にしている。

2. 法政策学科のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

- 1) 法学を体系的に習得させ、リーガル・マインド（法的思考能力）を涵養するため、憲法・行政法・刑法・民法・商法・法哲学・国際法・国際私法・租税法等の法律科目を配置します。
- 2) 政治・政策・国際関係の理論と知識を提供し、行政や企業における政策立案能力、問題解決能力、組織運営能力を養成するための応用的な政策科目を配置します。
- 3) 交渉能力、自己表現能力、外国語能力等を養成するための実践的な少人数授業を配置します。
- 4) 効率的な問題解決能力と情報リテラシー（情報活用能力）を養成するため、コンピュータ・ネットワークや情報科学を活用した実践的法学教育科目を配置します。
- 5) 社会貢献の実体験を通じてキャリア（人生設計）意識を涵養するため、地方公共団体・企業との連携によるインターンシップを授業科目として配置します。
- 6) 「自主自律」の精神を涵養するため、専門教育における必修科目を極小化し（演習、課題研究）、学生の主体的判断に基づく自由な科目選択を最大限に許容します。
- 7) 学際的知識に基づく思考力、法律家に欠かせない人間と社会に対する洞察力と豊かな感受性を涵養するため、隣接の経済情報・人文学科の自由科目の履修を推奨します。

3. 法政策学科のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

- 1) 「進取の精神」を尊重し、幅広いリベラル・アーツの素養、法学・政治学の基本的知識を有している。
- 2) 法的基準に則して具体的事象をとらえ、公平性の観点から規則的に問題を処理するリーガル・マインド（法的思考能力）を有している。
- 3) 多様な利害・立場・価値観の存在をふまえて社会の紛争や問題を多角的に分析し、解決する能力を有している。
- 4) 必要な情報を収集・処理して政策を立案する能力、主体的に交渉・説得するコミュニケーション能力を有している。
- 5) 国際社会や外国の制度・事情に関する基本的知識、一定の外国語能力を有し、グローバルな視点から諸問題について客観的に考える能力を有している。
- 6) 法律・行政の理論研究およびインターンシップを通じてキャリア（人生設計）意識を高め、地域・社会に貢献する能力を有している。
- 7) 必修科目の「演習」・「課題研究」を修得し、自主的に選択したテーマに関する研究報告書を作成する能力を有している。

経済情報学科の教育の目標及び方針

1. 経済情報学科の教育目標

経済情報学科は、情報化と国際化の進展する経済社会のなかで、情報を創造的に活用できる人材、地域の発展に指導的な役割を果たすことができる人材、および国際的視野から問題を発見し解決することができる人材の育成を教育目標にしている。

2. 経済情報学科のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

教育課程は、共通教育と専門教育から成っています。共通教育課程では主に教養科目と語学を学び、専門教育課程では経済学・経営学・社会学を中心に体系的に学んでいきます。その際、3つの履修モデルを提示しており、学生の関心に応じて興味あるモデルに従って履修することにより、常に問題の所在・問題の解決を意識しながら学習する態度を養成する教育システムが準備されています。具体的には、以下のような履修モデルを準備してそれぞれの人材を育成するための科目を配置しています。

- 1) 地域の発展に指導的な役割を果たすことのできる人材を育成する地域分析モデル
- 2) 企業の成長・発展に貢献するなど産業界で活躍することのできる人材を育成する情報マネジメントモデル
- 3) 国際的視野からプロジェクトを企画し実行することのできる人材を育成する国際社会モデル

また、3つの履修モデルに従って履修する際、共通して必要となる情報処理能力やプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を身につけるために

- 4) エンドユーザ実習、基礎演習を1年次に、演習、外国書研究を2～3年次に配置しています。

そして4年次には4年間の学修の成果を自立的に論文の形でまとめるために

- 5) 特殊研究を配置しています。

3. 経済情報学科のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

経済情報学科では、修業年限内に所定の単位を修得し、次の6つの卒業認定・学位授与に関する方針に沿った能力を身につけた学生に学士（経済学）の学位を授与します。

- 1) 経済学、経営学、会計学、社会学に関する専門的な知識を習得している。
←専門的知識
- 2) 経済社会における諸課題を発見し、適切に分析・解決することができる。
←問題解決能力
- 3) 企業や社会において、具体的な戦略や政策を立案・提案することができる。
←政策立案能力
- 4) 専門的な情報処理技術を身につけ、情報を創造的に活用することができる。
←情報処理・活用能力
- 5) 高いコミュニケーション能力を身につけ、自らの考えを適切に表現することができる。
←コミュニケーション能力・表現能力
- 6) 自律的な学習を通じて、社会人として自覚を持ち責任を果たすことができる。
←市民としての社会的責任

人文学科の教育の目標及び方針

1. 人文学科の教育目標

人文学科は、人間の思想と行動についての鋭い洞察力と日本及び世界の諸文化を正しく理解する能力をもち、現代社会に生じる文化的・社会的諸問題に対処することのできる人材を養成することを教育目標にしている。

2. 人文学科のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

- 1) 4年一貫の体系的カリキュラムにより、学生は1年次から専門教育の基盤となる技能を身につけ、2年次以降、それを基に実践的な職業能力、並びに、高度な専門知識・技能を習得するために、以下の3つのプログラムを配置します。
- 2) 1年次向けのフレッシュマン・プログラムは、批判的思考力や情報分析能力、コミュニケーション能力、問題解決能力など、専門教育の基盤となる技能（共通技能）の習得を図る科目群です。フレッシュマン・プログラムでは、クラス担任制を導入しており、コース所属のオリエンテーション、並びに、学生生活や進路についての相談も行います。
- 3) 2年次以降には、職業現場に対応した実践力や高度な職業能力、並びに、将来に向けてのキャリア・ビジョンの習得を目指し、キャリア・プログラムを設けています。キャリア・プログラムでは、職業現場での実習型授業や就業力向上のための授業が開設されます。
- 4) 同じく、2年次以降には、フレッシュマン・プログラムやキャリア・プログラムにおいて身につけた能力を基盤に、高度な専門知識・技能を習得できるようアカデミック・プログラムを設けています。アカデミック・プログラムでは、人間と文化、メディアと現代文化、比較地域環境、日本とアジア、ヨーロッパ・アメリカ文化のコースごとに設定された必修科目や選択科目、他コース等の授業科目（自由科目）を履修します。学生は3年次以降ゼミに所属し、より専門的な指導を受け、その成果として卒業論文を作成します。

3. 人文学科のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

- 1) 幅広い教養と健全な人間性を有し、人間・文化・社会について、長期的視野に立った批判的思考力を身につけている。
- 2) 多角的な視点による高度な情報分析能力を有すると共に、国際社会で活躍できるコミュニケーション能力、自己表現能力を身につけている。
- 3) 幅広いビジョンを持って異文化世界や地域社会の多様性を理解し、現代の複雑な諸問題を処理し、将来に向かって有効な提言を行える。
- 4) 様々な職業現場に対応した実践力と問題解決能力を有し、高度な職業能力を有している。
- 5) 人間と文化、メディアと現代文化、比較地域環境、日本とアジア、ヨーロッパ・アメリカ文化の各コースに応じた専門知識・技能を備えている。

目 次

鹿児島大学法文学部規則	2
第 1 章 総 則	2
第 2 章 専修コースの決定	3
第 3 章 授 業	3
第 4 章 試 験	5
第 5 章 卒 業	7
第 6 章 転学及び除籍	8
第 7 章 再入学及び編転入学	8
第 8 章 転学部、転学科及び専修コースの変更	9
第 9 章 研究生、科目等履修生、委託生及び外国人留学生	9
第 10 章 教員免許資格	10
第 11 章 学芸員となる資格	11
付表第 1 開設授業科目の名称及び単位表	13
付表第 2 履修科目の種類・名称及び単位数並びに履修方法	19
付表第 3 卒業資格取得のための単位修得基準表	36
付表第 4 中学校・高等学校教諭免許状取得のための単位修得方法	37
付表第 5 学芸員となる資格取得に関する履修要項	48
鹿児島大学法文学部専修コース決定に関する細則	51
鹿児島大学法文学部転学科及び専修コース変更に関する細則	52
鹿児島大学法文学部転学部に関する細則	54
鹿児島大学法文学部編入学及び転入学に関する細則	56
鹿児島大学法文学部再入学に関する細則	58
鹿児島大学法文学部研究生に関する細則	59
鹿児島大学法文学部卒業科目試験に関する細則	61
人文学科の卒業科目（論文・研究レポート）に関する取扱い要項	63
鹿児島大学法文学部科目等履修生に関する細則	64
鹿児島大学法文学部既修得単位認定規則	65
法政策学科履修登録単位数の上限に関する申合せ	66
経済情報学科履修登録単位数の上限に関する申合せ	67
人文学科履修登録単位数の上限に関する申合せ	68
法政策学科早期卒業に関する申合せ	69
経済情報学科早期卒業に関する申合せ	70
人文学科早期卒業に関する申合せ	71
鹿児島大学法文学部における鹿児島県内大学等間及び放送大学との 授業交流（単位互換）による単位修得に関する申合せ	72
鹿児島大学法文学部における国際学術交流協定大学への留学期間中に 修得した授業科目の単位の取扱いに関する申合せ	73
鹿児島大学法文学部における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則	74
法文学部期末試験受験上の心得	80
履修登録控	81
単位修得控	84

鹿児島大学法文学部規則

平成16年4月1日
法規則第1号

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、鹿児島大学学則（平成16年規則第86号。以下「学則」という。）に定める場合及び鹿児島大学法文学部教授会（以下「教授会」という。）において特例を定める場合を除き、鹿児島大学法文学部（以下「本学部」という。）における教育研究上の目的及び学生の授業、試験、卒業その他必要な事項について定めることを目的とする。

(学 科 等)

第2条 本学部に、次の3学科を置く。

法政策学科

経済情報学科

人文学科

2 人文学科に属する学生は、次に掲げる専修コースの一つを選定して、これを学修するものとする。

人間と文化、メディアと現代文化、比較地域環境、日本とアジア、ヨーロッパ・アメリカ文化

(教育研究上の目的)

第2条の2 本学部は、文系総合学部として、社会や文化に関する確かな知識と幅広い教養を有し、現代社会の諸問題に適切に対処できる能力をもつ人材を養成することを目的とする。

法政策学科は、法律、政治、政策に関する広範な知識を有し、現実のニーズに根ざした実践的観点から、社会の諸問題の解決に取り組む能力を持つ人材を養成することを目的とする。

経済情報学科は、情報化と国際化の進展する経済社会のなかで、情報を創造的に活用できる人材、地域の発展に指導的な役割を果たすことのできる人材、および国際的視野から問題を発見し解決することのできる人材を養成することを目的とする。

人文学科は、人間の思想と行動についての鋭い洞察力と日本及び世界の諸文化を正しく理解する能力をもち、現代社会に生じる文化的・社会的諸問題に対処することのできる人材を養成することを目的とする。

- 2 本学部及び本学部各学科はその目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
(修業年限)

第3条 本学部の修業年限は、4年とする。

(学 期)

第4条 学期は、次のとおりとする。

第1期 …… 第1年次前期	第5期 …… 第3年次前期
第2期 …… 第1年次後期	第6期 …… 第3年次後期
第3期 …… 第2年次前期	第7期 …… 第4年次前期
第4期 …… 第2年次後期	第8期 …… 第4年次後期

- 2 毎学年の前期は4月1日から9月30日までとし、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 専修コースの決定

(専修コースの決定)

第5条 教授会は、人文学科に所属する学生のうち、入学後1年以上在学した者について、専修コースの決定を行う。

- 2 前項の学生の専修コース決定に関する細則は、別にこれを定める。

第3章 授 業

(授業期間の公示)

第6条 毎学期に行う授業の期間は、教授会の議を経て、その学期の始めにこれを公示する。

(授業の種類)

第7条 本学部における授業の種類は、講義、演習、実験及び実習の4種とする。

(開設授業科目)

第8条 各学科又は専修コースにおいて開設する授業科目の名称及び単位数は、別に定める。(付表第1参照)

- 2 必要あるときは、教授会の議を経て、別に定める授業科目以外の授業科目を開設することができる。
- 3 学則第38条第3項及び第4項に基づき、講義、演習、実験、実習若しくはこれらの併用により行う授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修すべき専門教育科目及び履修方法)

第9条 各学科（人文学科にあっては各専修コース）に所属する学生の履修すべき専門教育科目は、おのおの必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

- 2 人文学科の各専修コースに所属する学生の履修すべき必修科目には、卒業科目を含むものとする。
- 3 経済情報学科に所属する学生の履修すべき必修科目には、特殊研究を含むものとする。
- 4 第1項の各科目に属する授業科目の名称、単位数及び配当年次、授業時数その他の履修方法並びに第2項の卒業科目、前項の特殊研究の単位数及び提出学期その他の履修方法は、別に定める。（付表第2参照）

(開講授業科目の公示)

第10条 毎学期に開講する授業科目の名称、単位数、配当年次、授業時数及び担当教員名は、前条第4項に定めるところに基づき、教授会の議を経て、その学期の始めにこれを公示する。ただし、必要あるときは、教授会は、その学期に開講する授業科目の名称、単位数、配当年次及び授業時数を臨時に変更することができる。

- 2 臨時に開講する授業科目の名称、単位数、配当年次、授業時数及び担当教員名は、開講の都度これを公示する。

(単位の計算方法)

第11条 授業科目の単位の計算方法は、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育効果を配慮して、必要があるときは、15時間の演習をもって1単位とすることができる。

- (3) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育効果を配慮して、必要があるときは、30時間の実験及び実習をもって1単位とすることができる。

(履修科目の届出及び受理)

第12条 学生は、履修しようとする授業科目を、所定の様式により、本学部の指定する期日までに学部長に届け出なければならない。ただし、授業科目によっては届出を受理しないことがある。

- 2 前項による届出をしない学生は、その授業科目の授業を受けることはできない。

(履修科目の登録の上限)

第13条 教授会は、卒業の要件として学生が修得すべき単位について、1学期の履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

- 2 前項の履修科目の登録の上限に関する事項は、別に定める。

(履修科目の変更)

第14条 学生は、履修しようとする授業科目を変更することができる。ただし、この場合は、所定の様式により、本学部の指定する日時に、変更届を学部長に提出することを要し、その手続を怠るときは、履修しようとする授業科目の授業を受けることはできない。

(他学部等の授業科目の履修等)

第15条 本学部の学生は第9条第4項の規定にかかわらず、他学部等に属する授業科目を、他学部の学生及び大学院の学生は本学部の授業科目を、それぞれ履修することができる。これらの場合は、あらかじめ関係学部長等の許可を受けなければならない。ただし、教職科目についてはこの限りでない。

第4章 試 験

(成績の判定)

第16条 専門教育科目を履修した者については、学力試験その他によって成績を判定し、合格者には所定の単位を与える。

- 2 成績の判定は、100点満点の評点をもって示し、60点以上を合格とし、60点未満を不合格とする。90点以上を秀、90点未満80点以上を優、80点未満70点以上を良、70点未満60点以上を可とし、60点未満を不可とする。

3 合格の判定を受けた専門教育科目の成績及び単位数は、これを成績原簿に記入するとともに、成績通知票により、本人に通知する。

4 本学部の学生が、他学部等又は他大学等において修得した専門教育科目の単位は、教授会の議を経て、その一部又は全部を本学部の単位として認めることがある。

(学力試験)

第17条 学力試験は、科目試験及び卒業科目試験とする。

2 卒業科目試験に関する細則は、別にこれを定める。

(科目試験の方法及び判定)

第18条 科目試験は、授業を行った科目について、担当教員が筆記、レポート、口述等の試験によってこれを行う。

2 科目試験の成績の判定は、担当教員が行い、合格者には所定の単位を与える。

(科目試験の公示)

第19条 科目試験は、通常授業の終了する学期末に行い、その方法及び期日は、試験開始の2週間前までに公示する。ただし、科目によっては随時行うことがある。この場合の試験方法及び期日は、その科目の担当教員の定めるところによる。

2 第10条第2項に該当する授業科目の試験は、その授業の終了した後、本学部が適当と認める日時に、担当教員の指示する方法によってこれを行う。

(受験し得る科目)

第20条 学生は、第12条又は第14条に規定する手続きを経て授業を受けた科目についてのみ、その科目試験を受けることができる。ただし、その科目の授業内容が、既に単位を修得した科目（以下「既修科目」という。）と同一の場合は、受験することはできない。

2 過年度の授業科目の受験については、担当教員の指示によってこれを許可することができる。

(不正行為の処置)

第21条 試験の際、不正行為の事実があったときは、次の各号のいずれかの措置をとる。

(1) 当該受験科目の無効

(2) その他の受験科目を含めての無効

(3) 当該期の全受験科目の無効

2 前項各号のいずれかの処置を受けた者については、学則第60条により教授会の議を経て、学長が懲戒することがある。

(追 試 験)

第22条 病気、忌引、天災、公の証明ある事故その他やむを得ない事由により、学期末の科目試験を受験できなかった学生については、特に詮議の上、追試験を許可することがある。

2 学生は、追試験を受けようとするときは、前項の科目試験終了後1週間以内に、所定の様式により、追試験願書を、病気の場合は医師の診断書、忌引その他の事故の場合はその事故についての公の証明書を添付して学部長に提出しなければならない。

3 追試験は、本学部が適当と認める日時を公示してこれを行う。

(再 試 験)

第23条 科目試験の不合格者についての再試験は、これを行わない。

第 5 章 卒 業

(卒業者の認定)

第24条 本学部の学生で、法政策学科及び経済情報学科においては次の第1号から第3号までの、人文学科の各専修コースにおいては第1号から第4号までの条件を満たした者は、教授会の議を経て、卒業者と認定する。

(1) 第3条に定める修業年限以上在学した者

(2) 鹿児島大学共通教育科目等履修規則（平成16年4月1日制定）に定める共通教育科目の所定の授業科目及び単位数を修得した者

(3) 本学部が別に定める必修科目、選択科目及び自由科目について、それぞれ所定の科目試験に合格し、所定の単位数を修得した者

(4) 卒業科目試験に合格し、所定の単位数を修得した者

2 前項第2号から第4号までに規定する卒業資格取得のために必要な最低単位数の学科別修得基準は、別に定める。(付表第3参照)

3 卒業の時期は、原則として3月とする。ただし、9月の卒業を希望する者は、所定の願書を本学部の指定する期日までに学部長に提出しなければならない。

(早期卒業)

第25条 前条の規定にかかわらず、教授会は学則第51条に定めるところにより、本学部の学生で本学部に3年以上在学した者で成績優秀な者については、卒業を認めることができる。

2 前項の早期卒業に関する事項は、別に定める。

(卒業者の学位)

第26条 本学部の卒業者には、それぞれ次の学士の学位を授与する。

法政策学科卒業者 学士(法学)

経済情報学科卒業者 学士(経済学)

人文学科卒業者 学士(文学)

第6章 転学及び除籍

(転学)

第27条 本学部の学生で、学則第55条の規定により他の大学に転学を志願する者は、本学部を退学した上、転学の手続をとらなければならない。ただし、特別の事情があると認める場合は、教授会の議を経て、在学のまま転学の手続をとることを許可することができる。

(除籍)

第28条 本学部の学生で、学則第57条の各号に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

第7章 再入学及び編転入学

(再入学)

第29条 本学部を退学した者(学則第57条第2号、第3号又は第4号に基づき除籍された者を含む。本条において以下同じ。)で、学則第34条第2項の規定により本学部に再入学を志願する者があるときは、退学後2年を超えていない場合に限り、教授会において詮議の上、再入学を許可することができる。

2 前項の規定により再入学を許可された学生は、退学前に所属した学科又は専修コースに所属するものとする。

3 再入学者が退学前に修業した期間は修業年限に通算し、退学前の既修科目の単位数は修得すべき単位数に通算する。

4 前3項に定めるもののほか、再入学に関する細則は、別にこれを定める。

(編入学及び転入学)

第30条 学則第34条第1号、第2号、第3号、第4号若しくは第5号又は第35条の規定により本学部に入학을志願する者があるときは、当該学科（人文学科にあっては専修コースを含む。）の教育・研究に支障のない限り、教授会において選考の上、編入学者又は転入学者として入学を許可することができる。

2 前項の編入学及び転入学に関する細則は、別にこれを定める。

第8章 転学部、転学科及び専修コースの変更

(転学部)

第31条 学則第35条の規定により、本学部転学部を志願する者があるときは、当該学科（人文学科にあっては専修コースを含む。）の教育・研究に支障のない限り、また本学部から他学部へ転学部を志願する者があるときは、教授会において選考の上、転学部を許可することができる。

2 前項の転学部に関する細則は、別にこれを定める。

(転学科及び専修コースの変更)

第32条 学則第35条の規定により本学部内の転学科を志願する者があるときは、当該学科の教育・研究に支障のない限り、教授会において選考の上、転学科を許可することができる。

2 専修コースの変更を志願する者があるときは、当該専修コースの教育・研究に支障のない限り、教授会において選考の上、専修コースの変更を許可することができる。

3 前2項の転学科及び専修コースの変更に関する細則は、別にこれを定める。

第9章 研究生、科目等履修生、委託生及び外国人留学生

(研究生)

第33条 学則第63条の規定により、本学部の研究生を志願する者があるときは、教授会において選考の上、入学を許可することができる。

2 前項の研究生に関しては、鹿児島大学研究生規則（平成16年規則第113号）によるほか別に定めるところによる。

(科目等履修生)

第34条 学則第64条の規定により本学部の特定の授業科目につき履修を志願する者があるときは、当該授業科目の授業に支障のない場合に限り、教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 前項の科目等履修生に関しては、鹿児島大学科目等履修生規則（平成16年規則第112号）によるほか別に定めるところによる。

(委託生)

第35条 学則第65条の規定により、官庁又は公共団体等から本学部の特定の授業科目を指定して学生委託の願い出があるときは、当該授業科目を開設する講座又は学科目の教育・研究に支障のない場合に限り、教授会において選考の上、委託生として入学を許可することがある。

2 前項の委託生に関しては、鹿児島大学委託生規則（平成16年規則第114号）によるほか別に定めるところによる。

(外国人留学生)

第36条 学則第66条及び鹿児島大学外国人留学生規則（平成16年規則第127号）により、本学部の学生又は科目等履修生等として入学を許可された外国人については、この規則その他の細則を準用する。

第10章 教員免許資格

(教員免許資格)

第37条 本学部の学生で、学部在学中に、第9条第4項に定める専門教育科目の所定の単位数を修得するほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条別表第1に掲げる教科に関する科目及び教職に関する科目の所定の単位数を修得した者は、願い出により教員免許資格の証明を受けることができる。

2 教員免許資格取得のために修得すべき最低単位数及び修得方法は、別に定める。（付表第4参照）

第 11 章 学芸員となる資格

(学芸員となる資格)

第38条 本学部の学生で、学芸員となる資格を取得しようとする者については、博物館法（昭和26年法律第285号）及び関係法令の定めによるほか、別にこれを定める。（付表第5参照）

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第13条及び第25条の規定にかかわらず、平成14年3月以前に入学した者にはこれを適用しない。
- 3 第2条第1項の経済情報学科に在学する学生のうち、平成15年3月以前に入学した学生は、次に掲げるコースの一つを選定して、これを学修するものとする。

地域経済情報，国際環境経済

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、在学する者（以下「在学者」という。）及び同日以降に在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第16条第2項の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年9月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月2日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に在学する者については、改正後のこの規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付表第1 開設授業科目の名称及び単位表

法政策学科	13
経済情報学科	14
人文学科	16

付表第2 履修科目の種類・名称及び単位数並びに履修方法

法政策学科	19
経済情報学科	22
人文学科	26

付表第3 卒業資格取得のための単位修得基準表 36

付表第4 中学校・高等学校教諭免許状取得のための単位修得方法

I. 免許状取得について	37
II. 教科に関する科目の単位の修得方法	38
III. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	45
IV. 教職に関する科目の単位の修得方法	45
V. 教育実習参加資格について	47
VI. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に関する教育職員 免許法の特例等に関する法律(介護等体験特例法)について	47

付表第5 学芸員となる資格取得に関する履修要項 48

付表第1（規則第8条第1項関係）

開設授業科目の名称及び単位表

法政策学科

科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数
法政策総合講義	2	刑法特論	2	演習	2
法政策論	2	刑事訴訟法	2	課題研究	2
環境政策論	2	民法総論	2	外国書講読	2
自治体政策論	2	物権法	2	外国語表現法	2
地方行財政論	2	債権法	2	法律学概論	2
行政学	2	現代契約法	2	政治学概論	2
自治体行政法	2	現代不法行為法	2		
行政の法システム	2	企業法務論	2	経済原論	4
行政救済法	2	企業の法システム	2	会計学総論	4
行政組織法	2	企業組織法	2	経営学総論	4
政治学	2	有価証券法	2	経済政策論	4
家族の法と政策	2	企業取引法	2	財政学総論	4
社会保障法	2	金融規制法	2		
医療福祉論	2	経済法	2	社会心理学	2
消費者福祉論	2	知的財産法	2	産業・組織心理学	2
雇用の法と政策	2	民事紛争処理手続	2	現代文化論	2
刑事政策	2	民事執行・保全法	2		
産業政策論	2	企業再生の法システム	2		
科学技術論	2	税の法システム	2		
法理論	2	登記の法システム	2		
法制度史	2	国際法	2		
法思想史	2	国際人権法	2		
法社会学	2	国際私法	2		
裁判学	2	国際取引法	2		
社会文化論	2	国際関係論	2		
法情報論	2	民族・地域紛争論	2		
ダイベート論	2	現代政治外交論	2		
統治機構論	2	国際行動論	2		
人権論	2	法律学特殊講義	2		
比較憲政史	2	政策学特殊講義	2		
刑法総論	2	政治学特殊講義	2		
犯罪と刑罰	2	基礎演習	2		

経済情報学科

科 目 名	単位数	科 目 名	単位数	科 目 名	単位数
経 済 学 史	4	意 思 決 定 論	2	総 合 政 策 論	2
経 済 学 概 論	4	国 際 経 営 論	2	地 域 政 治 論	2
経 済 原 論	4	企 業 論	2	現 代 政 治 史	4
景 気 変 動 論	4	会 計 学 総 論	4	地 域 計 画 論	2
市民社会思想史Ⅰ	2	簿記システム論	4	農 業 政 策 論	2
市民社会思想史Ⅱ	2	経 営 情 報 論	2	農業の国際化と農産物貿易	2
比較社会保障論	2	データベース論	2	社 会 学 概 論	2
マ ク ロ 経 済 学	4	シ ス テ ム 設 計	2	歴史のなかの社会学	2
ミ ク ロ 経 済 学	4	シ ス テ ム 監 査 論	2	消費社会としての現代	2
経済学と数学A	2	システム監査実習	1	現 代 社 会 論	2
経済学と数学B	2	システム構築実習	1	財 政 学 総 論	4
国民経済計算	2	オペレーティングシステム論	2	国際化と租税調整	2
地 域 計 量 分 析	4	情報ネットワーク論	2	分権化と自治体財政	2
統 計 学 総 論	4	経 営 学 総 論	4	福 祉 社 会 学	4
経 済 統 計 論	2	経 営 戦 略 論	2	家 族 社 会 学	2
数 理 統 計 学	2	管 理 会 計 論	2	国際経済システム論	4
日 本 経 済 史	4	原 価 計 算 論	2	伝統社会のシステム論	2
現代日本経済史	2	会 計 情 報 論	2	比較協同組合論	2
日 本 経 済 論	4	情 報 社 会 論	2	労 使 関 係 論	2
世 界 経 済 史	4	集団と組織の社会学	2	労 働 経 済 論	2
アジア・ラテンアメリカ経済史	2	都 市 社 会 学	4	比較社会運動史	2
金 融 論	4	社会調査とまちづくり	2	資 源 経 済 学	2
銀 行 論	2	現代社会の意識	4	国 際 関 係 論	2
経 営 管 理 論	2	社 会 意 識 論	2	民族・地域紛争論	2
経 営 財 務 論	2	経 済 政 策 論	4	現代政治外交論	2

科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数
国 際 行 動 論	2	特 殊 講 義	2		
東 南 ア ジ ア 経 済 論	2	フ ィ ー ル ド 実 習	1		
ア ジ ア 農 村 経 済 論	2	基 礎 演 習	2		
国 際 貿 易 投 資 論	4	演 習	2		
国 際 金 融 論	2	外 国 書 研 究	2		
東 ア ジ ア ・ 中 国 経 済 論	2	特 殊 研 究	6		
環 境 経 済 学	4	エ ン ド ユ ー ザ 実 習 I	1		
経 済 地 理 学	2	エ ン ド ユ ー ザ 実 習 II	1		
貨 幣 論	2	エ ン ド ユ ー ザ 実 習 III	1		
商 学 総 論	4				
職 業 指 導	2				
比 較 社 会 シ ス テ ム 論	2				
情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン I	2				
情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン II	2				
英 語 圏 の 社 会 事 情 I	2				
英 語 圏 の 社 会 事 情 II	2				
ド イ ツ 語 圏 の 社 会 事 情 I	2				
ド イ ツ 語 圏 の 社 会 事 情 II	2				
国 際 カ ル チ ャ ー I	2				
国 際 カ ル チ ャ ー II	2				
実 用 英 語 I	2				
実 用 英 語 II	2				
実 用 英 語 III	2				
実 践 英 語 I	2				
実 践 英 語 II	2				

人文学科

(単位数は基本単位数である)

科 目 名	単位数	科 目 名	単位数	科 目 名	単位数
人文科学入門	2	精神医学	2	マスコミ論演習	2
人文科学基礎1	2	認知心理学演習	2	映像制作演習	2
人文科学基礎2	2	比較行動心理学演習	2	人文地理学概説	2
コース基礎演習1	2	社会心理学演習	2	自然地理学概説	2
コース基礎演習2	2	臨床援助論演習	2	地誌学講義	2
卒業科目	8	臨床心理学演習	2	テーマ地理学	2
人文科学の実践	2	心理療法演習	2	テーマ地誌学	2
心理学のしごと	2	心理学統計演習	2	考古学概説	2
メディア論入門	2	心理学実験1	2	考古学地域論	2
地域と環境	2	心理学実験2	2	考古学講義	2
ことばを磨く	2	現代メディア文化論	2	比較考古学	2
異文化理解	2	現代文化論	2	物質文化研究	2
海外短期留学	4	キャリアと現代文化	2	比較民俗学概説	2
心理学概論	2	言語と文化	2	比較民俗学	2
心理学研究法	2	社会言語学	2	比較文明論	2
認知心理学	2	大衆文化論	2	文化人類学	2
学習心理学	2	表象文化論	2	宗教文化論	2
比較行動心理学	2	映像文化論	2	地域研究論	2
発達心理学	2	デジタル文化論	2	地理学演習	2
産業・組織心理学	2	現代文化論演習	2	人文地域論演習	2
社会心理学	2	現代メディア文化論演習	2	考古学演習	2
臨床援助論	2	言語と文化演習	2	物質文化論演習	2
臨床心理学	2	社会言語学演習	2	比較文明論演習	2
コミュニティ援助論	2	大衆文化論演習	2	文化人類学演習	2
人格心理学	2	表象文化論演習	2	宗教文化論演習	2
児童文化論	2	デジタル文化論演習	2	地域研究論演習	2
人間関係論	2	文化リサーチ演習	2	フィールド実験(エリアスタディーズ)	2
心理学特講	2	メディアと文化演習	2	フィールド学実習(エリアスタディーズ)	1

科 目 名	単位数	科 目 名	単位数	科 目 名	単位数
フィールド学実験(地理学)	2	中国文学演習	2	ドイツ語構造論	2
フィールド学実験(考古学)	2	中国語学演習	2	フランス語圏文化論	2
フィールド学実験(文化人類学)	2	中国言語文化論演習	2	現代ヨーロッパ・アメリカ文化論	2
フィールド学実習(地理学)	1	アジア言語演習	2	ヨーロッパ・アメリカ視覚文化論	2
フィールド学実習(考古学)	1	古文書実習	2	西洋の人間と思想A演習	2
フィールド学実習(文化人類学)	1	書誌学実習	2	西洋の人間と思想B演習	2
博物館経営・情報論	2	書道	1	西洋の社会と思想演習	2
博物館実習	3	西洋の人間と思想A	2	西洋の歴史と社会演習A	2
日本史概説	2	西洋の人間と思想B	2	西洋の歴史と社会演習B	2
日本国制史	2	西洋の社会と思想	2	イギリス文学演習	2
日本文化史	2	西洋思想の歴史	2	イギリス演劇論演習	2
日本社会史	2	哲学概論	2	アメリカ文学演習	2
日本文学史	2	倫理学概説	2	英語構造論演習	2
日本古典文学	2	芸術の思想	2	英語学演習	2
日本近世文学	2	環境の倫理	2	英語コミュニケーション演習	2
日本近代文学	2	生命の倫理	2	英語コミュニケーション1	2
国語学概論	2	西洋の歴史と社会A	2	英語コミュニケーション2	2
日本語構造論	2	西洋の歴史と社会B	2	ドイツ語テキスト演習	2
東洋史概説	2	西洋の歴史と文化	2	ドイツ女性文学論演習	2
アジア文化史	2	西洋史概説	2	ドイツ語構造論演習	2
アジア社会史	2	イギリス文学	2	ヨーロッパ言語文化演習A	2
中国文学概説	2	イギリス演劇論	2	ヨーロッパ言語文化演習B	2
中国文学	2	アメリカ文学	2	ヨーロッパ言語コミュニケーション	2
中国語学	2	アメリカ小説論	2	フランス言語文化論演習	2
中国言語文化論	2	英語構造論	2	フランス語圏言語文化演習	2
日本史演習	2	英語学	2	ヨーロッパ・アメリカ視覚文化論演習	2
日本文学演習	2	多元文化論	2		
日本語構造論演習	2	ドイツ語圏の文学と文化	2		
アジア史演習	2	ドイツ女性文学論	2		

法文総合科目

科 目 名	単 位 数	対 象 学 年
マスコミ論Ⅰ	2	2・3・4
マスコミ論Ⅱ	2	3・4
入門キャリア論	2	2・3
実践キャリア論	2	2・3
キャリアとコミュニケーション	2	2・3・4
現代社会を探る	2	1・2
地域科学特殊講義	2	2・3・4
まちづくり論	2	2・3・4
行政・企業体験実習	1	3

各学科共通科目

科 目 名	単 位 数	備 考
教育実習(中学校教諭免許状)	5	教育実習には、教育実習事前・事後指導1単位を含む。
教育実習(高等学校教諭免許状)	3	教育実習には、教育実習事前・事後指導1単位を含む。

付表第2（規則第9条第4項関係）

履修科目の種類・名称及び単位数並びに履修方法 法政策学科

履修科目の種類 及び名称	単 位 数	履 修 方 法								履修上の注意
		配当学期及び週授業時数								
		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
（必修科目）										(1) 課題研究の単位の認定は、原則として、演習6単位修得後、3年次の演習と同一教員の下で履修した場合に行う。 (2) 演習は2年次後期から開始されるが、3年次演習を履修するためには、2年後期終了までに、共通教育科目および専門教育科目(教職科目を除く)をあわせて30単位以上修得していなければならない。
演 習	6				2	2	2			
課 題 研 究	4							2	2	
計	10									
（選択科目）										
基 礎 演 習	2	2	2	2	2					
外 国 書 講 読	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
外 国 語 表 現 法	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
法政策総合講義	2			2						
法 政 策 論	2			2						
環 境 政 策 論	2			2						
自 治 体 政 策 論	2			2						
地 方 行 財 政 論	2						2			
行 政 学	2			2						
行政の法システム	2			2						
行政救済法	2				2					
行政組織法	2						2			
自治体行政法	2					2				
政 治 学	2				2					
家族の法と政策	2				2					
社 会 保 障 法	2				2					
医 療 福 祉 論	2					2				
消費者福祉論	2						2			
雇用の法と政策	2				2					
刑 事 政 策	2			2						
産 業 政 策 論	2						2			
科 学 技 術 論	2			2						
法 理 論	2						2			
法 制 度 史	2			2						

法思想史	2			2					
法社会学	2				2				
裁判学	2			2					
社会文化論	2				2				
法情報論	2				2				
ディベート論	2	2							
統治機構論	2		2						
人権論	2	2							
比較憲政史	2						2		
刑法総論	2		2						
犯罪と刑罰	2			2					
刑法特論	2			2					
刑事訴訟法	2			2					
民法総論	2	2							
物権法	2		2						
債権法	2			2					
現代契約法	2			2					
現代不法行為法	2			2					
企業法務論	2				2				
企業の法システム	2			2					
企業組織法	2				2				
有価証券法	2					2			
企業取引法	2					2			
経済法	2					2			
知的財産法	2			2					
民事紛争処理手続	2				2				
民事執行・保全法	2					2			
企業再生の法システム	2						2		
税の法システム	2						2		
登記の法システム	2						2		
国際法	2				2				
国際人権法	2						2		
国際私法	2			2					
国際取引法	2				2				
国際関係論	2			2					
民族・地域紛争論	2				2				

経済情報学科

履修科目の種類 及び名称	単 位 数	履 修 方 法								履修上の注意	
		配当学期及び週授業時数									
		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		
(必修科目)											(1) 左記科目の全てにわたって履修し23単位を修得すること。 (2) 基礎演習は1期に履修するものとする。 (3) エンドユーザ実習は、2期までに履修するものとする。 (4) 外国書研究は4単位履修するものとする。 (5) 演習は3期より履修するものとする。ただし、演習を履修するためには共通教育科目12単位(外国語を学ぶ科目群2単位を含む)及び、基礎演習2単位を修得していないといけない。なお、外国人留学生の場合、この履修要件に日本語を外国語を学ぶ科目群として加算することを認める。 (6) 特殊研究は8期に修得するものとする。(9期以降は前期にも受講することができる。) 特殊研究(論文等)の提出期限は、原則として1月20日とする。(前期の提出期限は7月31日とする。)
基礎演習	2	2									
演習	8			2	2	2	2				
外国書研究	4			2	2						
特殊研究	6								6		
エンドユーザ実習Ⅰ	1	1									
エンドユーザ実習Ⅱ	1		1								
エンドユーザ実習Ⅲ	1		1								
計	23										
(選択科目)											
経済学史	4			4		4		4			
経済学概論	4		4		4		4		4		
経済原論	4		4		4		4		4		
景気変動論	4			4		4		4			
市民社会思想史Ⅰ	2			2		2		2			
市民社会思想史Ⅱ	2			2		2		2			
比較社会保障論	2			2		2		2			
マクロ経済学	4		4		4		4		4		
ミクロ経済学	4	4		4		4		4			
経済学と数学A	2	2		2		2		2			
経済学と数学B	2		2		2		2		2		
国民経済計算	2			2		2		2			
地域計量分析	4			4		4		4			
統計学総論	4	4		4		4		4			
経済統計論	2			2		2		2			
数理統計学	2		2		2		2		2		

日本経済史	4	4		4		4		4		(3) 特殊講義は12単位まで卒業要件単位に算入できる。ただし、同一教員の講義を2度以上受講することは認められない。 (4) フィールド実習は重複履修することができる。
現代日本経済史	2				2		2		2	
日本経済論	4				4		4		4	
世界経済史	4			4		4		4		
アジア・ラテンアメリカ経済史	2				2		2		2	
金融論	4			4		4		4		
銀行論	2			2		2		2		
経営管理論	2			2		2		2		
経営財務論	2				2		2		2	
意思決定論	2				2		2		2	
国際経営論	2				2		2		2	
企業論	2				2		2		2	
会計学総論	4			4		4		4		
簿記システム論	4		4		4		4		4	
経営情報論	2				2		2		2	
データベース論	2				2		2		2	
システム設計	2			2		2		2		
システム監査論	2			2		2		2		
システム監査実習	1				1		1		1	
システム構築実習	1				1		1		1	
オペレーティングシステム論	2			2		2		2		
情報ネットワーク論	2			2		2		2		
経営学総論	4				4		4		4	
経営戦略論	2			2		2		2		
管理会計論	2			2		2		2		
原価計算論	2			2		2		2		
会計情報論	2			2		2		2		
情報社会論	2			2		2		2		
集団と組織の社会学	2				2		2		2	
都市社会学	4			4		4		4		
社会調査とまちづくり	2				2		2		2	
現代社会の意識	4				4		4		4	

社会意識論	2			2		2		2	
経済政策論	4			4		4		4	
総合政策論	2				2		2		2
地域政治論	2				2		2		2
現代政治史	4			4		4		4	
地域計画論	2			2		2		2	
農業政策論	2				2		2		2
農業の国際化と農産物貿易	2				2		2		2
社会学概論	2	2		2		2		2	
歴史のなかの社会学	2				2		2		2
消費社会としての現代	2				2		2		2
現代社会論	2				2		2		2
財政学総論	4			4		4		4	
国際化と租税調整	2				2		2		2
分権化と自治体財政	2				2		2		2
福祉社会学	4				4		4		4
家族社会学	2				2		2		2
国際経済システム論	4				4		4		4
伝統社会のシステム論	2			2		2		2	
比較協同組合論	2			2		2		2	
労使関係論	2				2		2		2
労働経済論	2				2		2		2
比較社会運動史	2			2		2		2	
資源経済学	2			2		2		2	
国際関係論	2			2		2		2	
民族・地域紛争論	2				2		2		2
現代政治外交論	2				2		2		2
国際行動論	2				2		2		2
東南アジア経済論	2			2		2		2	
アジア農村経済論	2				2		2		2

国際貿易投資論	4				4		4		4	
国際金融論	2			2		2		2		
東アジア・中国経済論	2			2		2		2		
環境経済学	4			4		4		4		
経済地理学	2			2		2		2		
貨幣論	2			2		2		2		
商学総論	4			4		4		4		
職業指導	2			2		2		2		
比較社会システム論	2			2		2		2		
情報コミュニケーションⅠ	2			2		2		2		
情報コミュニケーションⅡ	2			2		2		2		
英語圏の社会事情Ⅰ	2			2		2		2		
英語圏の社会事情Ⅱ	2			2		2		2		
ドイツ語圏の社会事情Ⅰ	2			2		2		2		
ドイツ語圏の社会事情Ⅱ	2			2		2		2		
国際カルチャーⅠ	2			2		2		2		
国際カルチャーⅡ	2			2		2		2		
実用英語Ⅰ	2			2		2		2		
実用英語Ⅱ	2			2		2		2		
実用英語Ⅲ	2			2		2		2		
実践英語Ⅰ	2			2		2		2		
実践英語Ⅱ	2			2		2		2		
特殊講義	2~12									
フィールド実習	1			1	1	1	1	1	1	
計	58~46									
(法文総合科目)										
※法文総合科目については、新たに追加されるものもあり、さらに、開講期間、受講学年および受講条件等が個別の科目によって異なるので、シラバスを参考にしながら慎重に選択すること。重複履修は認められない。										法文総合科目で修得した単位は、10単位まで選択科目の単位に算入することができる。
(自由科目)										
自由科目は、法政策学科・人文学科及び他学部等の授業科目（教職に関する科目は除く）の中から選ぶことができる。 ※自由科目（他学部・他学科等授業科目）の取り扱い 自由科目においても、原則として重複履修は認めない。ただし、授業内容が異なる科目（当該学部・学科等において重複履修が認められている科目）については、重複して履修することができる。										(1) 自由科目は13単位~25単位を修得しなければならない。 (2) 教員免許資格取得希望者は、付表第4(37頁~47頁)を参照の上、必要単位数を必ず修得すること。
計	13~25									
合計	94以上									

人文学科（人間と文化コース）

履修科目の種類 及び名称	基本 単 位 数	履 修 方 法								履修上の注意
		配当学期及び週授業時数と開設数								
		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
フレキシブル プログラム	(必修科目)									原則として人文科学 入門と人文科学基礎 1は第1期に、人文 科学基礎2は第2期 に履修すること。
	人文科学入門	2	2							
	人文科学基礎1	2	2							
	人文科学基礎2	2		2						
	計	6								
キャリア・ プログラム	(選択必修科目)									(1) 左記の科目のう ちから選択履修し、 4単位から8単位 を修得すること。 (2) 8単位を超えて 修得した単位は自 由科目の単位とし て算入することが できる。 (3) 法文総合科目で 修得した単位は キャリア・プログラ ムの単位に算入す ることができる。 (4) 重複履修は認め られない。
	人文科学の実践	2			2		2		2	
	心理学のしごと	2			2		2		2	
	メディア論入門	2		2						
	地域と環境	2		2		2		2		
	ことばを磨く	2		2		2		2		
	異文化理解	2			2		2		2	
	海外短期留学	4		2		2		2		
	法文総合科目									
	計	4~8								
	※法文総合科目については、新たに追加されるものもあり、さらに、 開講期間、受講学年および受講条件等が個別の科目によって異なる ので、付表第1（18頁）と時間割、シラバスを参考にしながら 慎重に選択すること。重複履修は認められない。									
アカデミッ ク・プロ グラム	(必修科目)									卒業科目（論文また は研究レポート）は 第8期に提出するも のとする。
	卒業科目 (コース必修科目)	8								
	コース基礎演習1	2		2						
	コース基礎演習2	2			2					
	計	12								
	(コース選択科目)									(1) 左記科目のう ちから選択履修し、 34~42単位を修得 すること。 (2) 42単位を超えて 修得した単位は、 10単位までを自由 科目の単位として 算入することがで きる。
	心理学概論	2		2						
	心理学研究法	2			2					
	認知心理学	2				2				
	学習心理学	2		2				2		
比較行動心理学	2					2				
発達心理学	2			2				2		
産業・組織心理学	2					2				
社会心理学	2			2				2		

人文学科（メディアと現代文化コース）

履修科目の種類及び 名	基本 単 位 数	履 修 方 法								履修上の注意
		配当学期及び週授業時数と開設数								
		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
フ レ ィ ン グ ・ シ ン ド ラ ム	(必修科目)									原則として人文学科 入門と人文学科基礎 1は第1期に、人文 科学基礎2は第2期 に履修すること。
	人文学科入門	2	2							
	人文学科基礎1	2	2							
	人文学科基礎2	2		2						
	計	6								
キ ャ リ ア ・ プ ロ グ ラ ム	(選択必修科目)									(1) 左記の科目のう ちから選択履修し、 4単位から8単位 を修得すること。 (2) 8単位を超えて 修得した単位は自 由科目の単位とし て算入することが できる。 (3) 法文総合科目 で修得した単位は キャリア・プログ ラムの単位に算入 することができる。 (4) 重複履修は認 められない。
	人文学科の実践	2			2		2		2	
	心理学のしごと	2			2		2		2	
	メディア論入門	2		2						
	地域と環境	2		2		2		2		
	ことばを磨く	2		2		2		2		
	異文化理解	2			2		2		2	
	海外短期留学	4		2		2		2		
	法文総合科目									
	計	4~8								
	※法文総合科目については、新たに追加されるものもあり、さらに、 開講期間、受講学年および受講条件等が個別の科目によって異なる ので、付表第1（18頁）と時間割、シラバスを参考にしながら 慎重に選択すること。重複履修は認められない。									
ア カ デ ミ ッ ク ・ プ ロ グ ラ ム	(必修科目)									卒業科目（論文また は研究レポート）は 第8期に提出するも のとする。
	卒業科目	8								
	(コース必修科目)									
	コース基礎演習1	2		2						
	コース基礎演習2	2			2					
	計	12								
	(コース選択科目)									
	哲学概論	2			2		2		2	
	現代文化論	2				2				
現代メディア文化論	2		2				2			
キャリアと現代文化	2		2		2		2			
映像文化論	2			2		2		2		
言語と文化	2			2		2		2		
社会言語学	2		2		2		2			

人文学科（比較地域環境コース）

履修科目の種類 及び名称	基本 単 位 数	履 修 方 法								履修上の注意	
		配当学期及び週授業時数と開設数									
		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		
レシミュレーションプログラム	(必修科目)										原則として人文学科入門と人文学科基礎1は第1期に、人文学科基礎2は第2期に履修すること。
	人文学科入門	2	2								
	人文学科基礎1	2	2								
	人文学科基礎2	2		2							
	計	6									
キャリア・プログラム	(選択必修科目)										(1) 左記の科目のうちから選択履修し、4単位から8単位を修得すること。 (2) 8単位を超えて修得した単位は自由科目の単位として算入することができる。 (3) 法文総合科目で修得した単位はキャリア・プログラムの単位に算入することができる。 (4) 重複履修は認められない。
	人文学科の実践	2			2		2		2		
	心理学のしごと	2			2		2		2		
	メディア論入門	2		2							
	地域と環境	2		2		2		2			
	ことばを磨く	2		2		2		2			
	異文化理解	2			2		2		2		
	海外短期留学	4		2		2		2			
	法文総合科目										
計	4~8										
	※法文総合科目については、新たに追加されるものもあり、さらに、開講期間、受講学年および受講条件等が個別の科目によって異なるので、付表第1(18頁)と時間割、シラバスを参考にしながら慎重に選択すること。重複履修は認められない。										
アカデミック・プログラム	(必修科目)										卒業科目(論文または研究レポート)は第8期に提出するものとする。
	卒業科目	8									
	(コース必修科目)										
	コース基礎演習1	2		2							
	コース基礎演習2	2			2						
	計	12									
	(コース選択科目)										(1) 左記科目のうちから選択履修し、34~42単位を修得すること。 (2) 42単位を超えて修得した単位は、10単位までを自由科目の単位として算入することができる。 (3) 演習(実験・実習を必ず含むこと)は最低16単位を修得すること。
	人文地理学概説	2		2		2		2			
	自然地理学概説	2			2		2		2		
	地誌学講義	2			2		2		2		
	テーマ地理学	2		2	2	2	2	2	2		
	テーマ地誌学	2		2	2	2	2	2	2		
	考古学概説	2	2		2		2		2		
	考古学地域論	2		2	2	2	2	2	2		
考古学講義	2		2	2	2	2	2	2			
比較考古学	2		2	2	2	2	2	2			
物質文化研究	2		2	2	2	2	2	2			
比較民俗学概説	2	2		2		2					
比較民俗学	2			2		2		2			

アカデミック・プログラム	比較文明論	2			2		2		2		(4) 人文学科開設の第3期以降の授業科目を履修するためには、共通教育科目の実践・判断・精神力及び知力に属する科目群、体育・健康を学ぶ科目群、情報・通信を学ぶ科目群合わせて16単位、外国語を学ぶ科目群6単位の合計22単位を修得していなければならない。(ただし、体育・健康を学ぶ科目群、情報・通信を学ぶ科目群はそれぞれ2単位を上限とする。)なお、上記単位を修得していない者が人文学科開設の第3期以降の授業科目を履修するためには、受講申請書の提出が必要となる。
	文化人類学	2			2		2		2		
	宗教文化論	2			2		2		2		
	地域研究論	2		2		2		2			
	環境の倫理	2			2		2				
	産業・組織心理学	2					2				
	社会心理学	2			2				2		
	言語と文化	2			2			2	2		
	日本社会史	2		2							
	アジア社会史	2		2	2	2	2	2	2	2	
	西洋の歴史と社会B	2		2		2		2			
	地理学演習	2			2×3		2×3		2×3		
	人文地域論演習	2		2	2	2	2	2	2		
	考古学演習	2		2	2	2	2	2	2	2	
	物質文化論演習	2		2	2	2	2	2	2	2	
	比較文明論演習	2		2	2	2	2	2	2	2	
	文化人類学演習	2		2	2	2	2	2	2	2	
	宗教文化論演習	2		2	2	2	2	2	2	2	
	地域研究論演習	2		2	2	2	2	2	2	2	
	フィールド学実験(エリアスタディーズ)	2			4		4		4		
	フィールド学実験(エリアスタディーズ)	1		4		4		4			
	フィールド学実験(地理学)	2		4		4		4			
	フィールド学実験(考古学)	2		4	4	4	4	4	4	4	
フィールド学実験(文化人類学)	2			4		4		4			
フィールド学実習(地理学)	1			4		4		4			
フィールド学実習(考古学)	1		4		4		4		4		
フィールド学実習(文化人類学)	1		4		4		4		4		
計	34~42										
(自由科目)											
博物館実習	3							3		教員免許資格取得希望者は、付表第4(37頁~47頁)を参照の上、必要単位を必ず修得すること。	
自由科目は、上記の外、法政策学科・経済情報学科・人文学科の他コースおよび他学部等が受講を認める授業科目(教職に関する科目は除く)の中から選ぶことができる。ただし、重複履修が認められていない科目を複数回履修することはできない。											
計	26以上										
合 計	94以上										

人文学科（日本とアジアコース）

履修科目の種類 及び名称	基本 単位 数	履 修 方 法								履修上の注意
		配当学期及び週授業時数と開設数								
		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
プレ ハヤシ プログラム	(必修科目)									原則として人文科学入門と人文科学基礎1は第1期に、人文科学基礎2は第2期に履修すること。
	人文科学入門	2	2							
	人文科学基礎1	2	2							
	人文科学基礎2	2		2						
	計	6								
キ ャ リ ア ・ プ ロ グ ラ ム	(選択必修科目)									(1) 左記の科目のうちから選択履修し、4単位から8単位を修得すること。 (2) 8単位を超えて修得した単位は自由科目の単位として算入することができる。 (3) 法文総合科目で修得した単位はキャリア・プログラムの単位に算入することができる。 (4) 重複履修は認められない。
	人文科学の実践	2			2		2		2	
	心理学のしごと	2			2		2		2	
	メディア論入門	2		2						
	地域と環境	2		2		2		2		
	ことばを磨く	2		2		2		2		
	異文化理解	2			2		2		2	
	海外短期留学	4		2		2		2		
	法文総合科目									
	計	4~8								
		※法文総合科目については、新たに追加されるものもあり、さらに、開講期間、受講学年および受講条件等が個別の科目によって異なるので、付表第1（18頁）と時間割、シラバスを参考にしながら慎重に選択すること。重複履修は認められない。								
ア カ デ ミ ッ ク ・ プ ロ グ ラ ム	(必修科目)									卒業科目（論文または研究レポート）は第8期に提出するものとする。 (1) 左記科目のうちから選択履修し、34~42単位を修得すること。 (2) 42単位を超えて修得した単位は、10単位までを自由科目の単位として算入することができる。
	卒業科目	8								
	(コース必修科目)									
	コース基礎演習1	2		2						
	コース基礎演習2	2			2					
		計	12							
	(コース選択科目)									
	日本史概説	2		2		2		2		
	日本国制史	2			2		2		2	
	日本文化史	2		2	2	2	2	2	2	
日本社会史	2		2							
日本文学史	2			2		2		2		
日本古典文学	2		2	2	2	2	2	2		
日本近世文学	2		2	2	2	2	2	2		
日本近代文学	2		2		2		2			

アカデミック・プログラム	国語学概論	2			2	2	2	2	2	2		<p>(3) 演習(実習を含む)は最低16単位を修得すること。</p> <p>(4) 人文学科開設の第3期以降の授業科目を履修するためには、共通教育科目の実践・判断・精神力及び知力に属する科目群、体育・健康を学ぶ科目群、情報・通信を学ぶ科目群を合わせて16単位、外国語を学ぶ科目群6単位の合計22単位を修得していなければならない。(ただし、体育・健康を学ぶ科目群、情報・通信を学ぶ科目群はそれぞれ2単位を上限とする。)なお、上記単位を修得していない者が人文学科開設の第3期以降の授業科目を履修するためには、受講申請書の提出が必要となる。</p>
	日本語構造論	2				2		2		2		
	言語と文化	2				2		2		2		
	映像文化論	2				2		2		2		
	東洋史概説	2			2	2	2	2	2	2		
	アジア文化史	2			2		2		2			
	アジア社会史	2			2	2	2	2	2	2		
	地域研究論	2			2		2		2			
	中国文学概説	2			2	2	2	2	2	2		
	中国文学	2				2		2		2		
	中国語学	2			2	2	2	2	2	2		
	中国言語文化論	2				2		2		2		
	日本史演習	2			2×2	2×2	2×2	2×2	2×2	2×2		
	日本文学演習	2			2×2	2×2	2×2	2×2	2×2	2×2		
	日本語構造論演習	2			2	2	2	2	2	2		
	アジア史演習	2			2×2	2×2	2×2	2×2	2×2	2×2		
	中国文学演習	2			2	2	2	2	2	2		
	中国語学演習	2			2	2×2	2	2×2	2	2×2		
	中国言語文化論演習	2			2	2	2	2	2	2		
	アジア言語演習	2			2		2		2			
古文書実習	2			4		4		4				
書誌学実習	2			4		4		4				
計	34~42											
(自由科目)												
書道	1			2		2		2				
自由科目は、上記の外、法政策学科・経済情報学科・人文学科の他コースおよび他学部等が受講を認める授業科目(教職に関する科目は除く)の中から選ぶことができる。ただし、重複履修が認められていない科目を複数回履修することはできない。												
計	26以上											
合計	94以上											

人文学科（ヨーロッパ・アメリカ文化コース）

履修科目の種類 及び名称	基本 単 位 数	履 修 方 法								履修上の注意
		配当学期及び週授業時数と開設数								
		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
フ レ ン ド シ ャ プ ロ グ ラ ム	(必修科目)									原則として人文学入門と人文学基礎1は第1期に、人文学基礎2は第2期に履修すること。
	人文学入門	2	2							
	人文学基礎1	2	2							
	人文学基礎2	2		2						
	計	6								
キ ャ リ ア ・ プ ロ グ ラ ム	(選択必修科目)									(1) 左記の科目のうちから選択履修し、4単位から8単位を修得すること。 (2) 8単位を超えて修得した単位は自由科目の単位として算入することができる。 (3) 法文総合科目で修得した単位はキャリア・プログラムの単位に算入することができる。 (4) 重複履修は認められない。
	人文学の実践	2			2		2		2	
	心理学のしごと	2			2		2		2	
	メディア論入門	2		2						
	地域と環境	2		2		2		2		
	ことばを磨く	2		2		2		2		
	異文化理解	2			2		2		2	
	海外短期留学	4		2		2		2		
	法文総合科目									
	計	4~8								
	※法文総合科目については、新たに追加されるものもあり、さらに、開講期間、受講学年および受講条件等が個別の科目によって異なるので、付表第1（18頁）と時間割、シラバスを参考にしながら慎重に選択すること。重複履修は認められない。									
ア カ デ ミ ッ ク ・ プ ロ グ ラ ム	(必修科目)									卒業科目（論文または研究レポート）は第8期に提出するものとする。
	卒業科目	8								
	(コース必修科目)									
	コース基礎演習1	2		2						
	コース基礎演習2	2			2					
	計	12								
	(コース選択科目)									
	西洋の人間と思想A	2		2		2		2		
	西洋の人間と思想B	2		2		2		2		
	西洋の社会と思想	2						2		
	西洋思想の歴史	2			2		2		2	
	哲学概論	2			2		2		2	
	倫理学概説	2			2		2		2	
	芸術の思想	2		2				2		
環境の倫理	2			2		2		2		
生命の倫理	2			2		2		2		
西洋の歴史と社会A	2			2		2		2		
西洋の歴史と社会B	2		2		2		2			
西洋の歴史と文化	2		2		2		2			
西洋史概説	2			2		2		2		

付表第3 (規則第24条第2項関係)

卒業資格取得のための単位修得基準表

科 目		学 科	法政策学科	経済情報学科	
共通教育科目	人間力養成プログラム	選択科目	a. 実践・判断・精神力 b. 知力 (人文・社会科学) c. 知力 (自然科学) 自由選択科目 (a～c)	18	18
		選択必修科目	d. 身体力(体育・健康を学ぶ)	2	2
	選択必修科目	e. コミュニケーション力 (情報・通信を学ぶ)	2	2	
		e. コミュニケーション力 (外国語を学ぶ)	2カ国語 8	2カ国語 8	
	共通教育科目(人間力)小計			30	30
専門教育科目	必修科目		10	23	
	選択科目		72～58	58～46	
	自由科目		12～26	13～25	
	選択自由科目計		84	71	
	専門教育科目小計		94	94	
合 計			124	124	

科 目		学 科	人文学科	
共通教育科目	人間力養成プログラム	選択科目	a. 実践・判断・精神力 b. 知力 (人文・社会科学) c. 知力 (自然科学) 自由選択科目 (a～c)	18
		選択必修科目	d. 身体力(体育・健康を学ぶ)	2
	選択必修科目	e. コミュニケーション力 (情報・通信を学ぶ)	2	
		e. コミュニケーション力 (外国語を学ぶ)	2カ国語 8	
	共通教育科目(人間力)小計			30
専門教育科目	フレッシュマン・プログラム		6	
	キャリア・プログラム		8～4	
	アカデミック・プログラム	必修科目 (コース基礎演習1・2, 卒業科目)	12	
		選択科目	42～34	
	自由科目		26以上	
	小 計		80～84	
専門教育科目小計		94		
合 計			124	

(注)法文総合科目に関しては、付表第2の「履修上の注意」を参照すること。

※人文学科ではキャリア・プログラムの修得単位数によって、選択科目の必要単位数が変わります。また、選択科目の修得単位数によって、自由科目の必要単位数も変わります。卒業するためには、それぞれの科目の最低基準を満たし、なおかつ専門教育科目全体で94単位、共通教育科目と合わせて124単位を修得する必要があります。

中学校・高等学校教諭免許状 取得のための単位修得方法

I. 免許状取得について

1. 免許状取得のための基礎資格と、大学において修得することを必要とする単位数（教育職員免許法第5条別表第1）

免許状の種類	所要資格 基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	20	31	8
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	20	23	16

2. 取得できる免許教科

学 科	免 許 状 の 種 類	
	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
法政策学科	社 会	公 民
経済情報学科	社 会	地 理 歴 史 ・ 公 民 ・ 商 業
人文学科	国 語 ・ 社 会 ・ 英 語	国語・地理歴史・公民・英語

3. 中学校教諭一種免許状の取得について

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号）、「同施行規則」（平成9年文部省令第40号）に基づき介護等の体験が義務付けられている。

II. 教科に関する科目の単位の修得方法

1. 「教科に関する科目」の最低修得単位数は、表1のとおりである。

「教科又は教職に関する科目」は法文学部では開設していないので、この単位は「教科に関する科目」でもって充足する。

2. 本学部における各免許状取得に必要な必修授業科目・選択授業科目および単位数は、表2-1～8のとおりである。

表1. 教育職員免許取得のための教科に関する科目及び必要単位数

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める教科に関する科目	免許法規定最低修得単位数(必修)		必修以外の単位	免許法規定最低修得単位数	
		中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状		中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) 国文学(国文学史を含む。) 漢文学 書道(書写を中心とする。)	各科目1単位以上 計 20	各科目1単位以上 計 20	国語の教科に関するもの	28	36
社会	日本史及び外国史 地理学(地誌を含む。) 「法律学, 政治学」 「社会学, 経済学」 「哲学, 倫理学, 宗教学」	各科目1単位以上 計 20		社会の教科に関するもの	28	
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解	各科目1単位以上 計 20	各科目1単位以上 計 20	英語の教科に関するもの	28	36
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌		各科目1単位以上 計 20	地理歴史の教科に関するもの		36
公民	「法律学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」 「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」 「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」		各科目1単位以上 計 20	公民の教科に関するもの		36
商業	商業の関係科目 職業指導		各科目1単位以上 計 20	商業の教科に関するもの		36

注: この表は「教育職員免許法」で規定されている科目・単位数である。

表2-1 中学校教諭一種免許状(国語)の「教科に関する科目」の履修方法

免許 教科	教育職員免許法施行規則に 定める「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目				
		開設授業科目	単位数	履修方法	開設学科	
中学一 種 (国語)	必修授業科目	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	国語学概論	4	必修科目	人文学科
		国文学（国文学史を含む。）	日本文学史	4	必修科目	
			日本古典文学	4		
			日本近世文学	2		
			日本近代文学	2		
	漢文学	中国文学概説	4	必修科目		
	書道（書写を中心とする。）	書道	2	必修科目		
	選択授業科目	「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目			開設学科
		国語学	日本語構造論, 日本語構造論演習, 言語と文化, 言語と文化演習			人文学科
		国文学	日本文学演習			
漢文学		中国文学, 中国文学演習, 中国言語文化論, 中国言語文化論演習				

注1. 単位数は最低修得単位数である。

注2. 必修授業科目は22単位以上を修得し、必修授業科目及び選択授業科目の合計単位は28単位以上を修得すること。

注3. 必修授業科目については重複履修することができる。

表2-2 中学校教諭一種免許状(社会)の「教科に関する科目」の履修方法

免許 教科	教育職員免許法施行規則に 定める「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目				
		開設授業科目	単位数	履修方法	開設学科	
中学一 種 (社会)	日本史及び外国史	日本史概説	2	必修科目	人文学科	
		西洋史概説	2			
		東洋史概説	2			
	地理学（地誌学を含む。）	人文地理学概説	2	必修科目	人文学科	
		自然地理学概説	2			
		地誌学講義	2			
	「法学, 政治学」	法学概論	2	1科目の選択必修	法政策学科	
		政治学概論	2			
	「社会学, 経済学」	①社会学概論 ②経済学概論 ③マクロ経済学 ④ミクロ経済学	①社会学概論	2	「①②から1科目」又は「③の2科目」のいずれかを選択必修(注4参照)	経済情報学科
			②経済学概論	4		
③マクロ経済学			4			
④ミクロ経済学			4			
「哲学, 倫理学, 宗教学」	哲学概論 倫理学概説	哲学概論	2	1科目の選択必修	人文学科	
		倫理学概説	2			

	「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目	開設学科
中学一種（社会） 選択授業科目	日本史及び外国史	法制度史, 比較憲政史	法政策学科
		経済学史, 日本経済史, 世界経済史, 市民社会思想史I, 市民社会思想史II, 比較社会運動史, 現代政治史, 歴史のなかの社会学	経済情報学科
		考古学概説, 考古学地域論, 考古学講義, 比較考古学, 物質文化研究, 日本国制史, 日本文化史, 日本社会史, アジア文化史, アジア社会史, 日本史演習, アジア史演習, 古文書実習, 西洋の歴史と社会A, 西洋の歴史と社会B, 西洋の歴史と文化, 西洋の歴史と社会演習A, 西洋の歴史と社会演習B	人文学科
	地理学	テーマ地理学, テーマ地誌学, 比較民俗学概説, 比較民俗学, 比較文明論, 文化人類学, 地域研究論, 地理学演習, 人文地域論演習, フィールド学実験(地理学), フィールド学実習(地理学)	人文学科
	法学, 政治学	法政策総合講義, 法政策論, 法社会学, 法情報論, 裁判学, 環境政策論, 自治体政策論, 地方財政論, 行政学, 行政の法システム, 自治体行政法, 行政救済法, 行政組織法, 産業政策論, 科学技術論, 社会保障法, 医療福祉論, 雇用の法と政策, 消費者福祉論, 経済法, 知的財産法, 家族の法と政策, 政治学, 刑事政策, 統治機構論, 人権論, 刑法総論, 犯罪と刑罰, 刑法特論, 民法総論, 物権法, 債権法, 現代契約法, 現代不法行為法, 企業法務論, 企業の法システム, 企業組織法, 有価証券法, 企業取引法, 税の法システム, 登記の法システム, 民事紛争処理手続, 民事執行・保全法, 企業再生の法システム, 刑事訴訟法, 法思想史, 法理論, 国際私法, 国際取引法, 国際法, 国際人権法, 社会文化論, 国際関係論, 民族・地域紛争論, 現代政治外交論, 国際行動論, 法学特殊講義, 政治学特殊講義, 政策学特殊講義	法政策学科
	社会学, 経済学	国際関係論, 現代政治外交論, 民族・地域紛争論, 地域政治論, 国際行動論	経済情報学科
	哲学, 倫理学, 宗教学	経済原論, 景気変動論, 経済学と数学A, 経済学と数学B, 統計学総論, 財政学総論, 情報社会論, 都市社会学, 現代社会学, 現代社会の意識, 国際経済システム論, 経済政策論, 東南アジア経済論, 経済地理学, 地域計量分析, 集団と組織の社会学, 社会意識論, 国民経済計算, 分権化と自治体財政, 農業政策論, 地域計画論, 経済統計論, 数理統計学, 比較社会システム論, 社会調査とまちづくり, 福祉社会学, 消費社会としての現代, 総合政策論, 英語圏の社会事情I, 英語圏の社会事情II, ドイツ語圏の社会事情I, ドイツ語圏の社会事情II, 伝統社会のシステム論, 環境経済学, 国際貿易投資論, 比較社会保障論, 資源経済学, アジア農村経済論, 国際化と租税調整, 農業の国際化と農産物貿易	経済情報学科
		メディア論入門, 現代文化論, 現代メディア文化論, 大衆文化論, デジタル文化論, 現代文化論演習, 現代メディア文化論演習, 大衆文化論演習, デジタル文化論演習, メディアと文化演習, 西洋の人間と思想A, 西洋の人間と思想B, 西洋の社会と思想, 西洋思想の歴史, 芸術の思想, 環境の倫理, 生命の倫理, 西洋の人間と思想A演習, 西洋の人間と思想B演習, 西洋の社会と思想演習, 宗教文化論	人文学科

注1. 単位数は最低修得単位数である。

注2. 必修授業科目は18単位以上を修得し、必修授業科目及び選択授業科目の合計単位は28単位以上を修得すること。

注3. 必修授業科目のうち人文学科の開設授業科目及び法政策学科の法律学概論は重複履修することができる。

注4. 必修授業科目のうちマクロ経済学とミクロ経済学を選択する場合は2科目とも履修すること。

表2-3 中学校教諭一種免許状(英語)の「教科に関する科目」の履修方法

免許 教科	教育職員免許法施行規則に 定める「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目				
		開設授業科目	単位数	履修方法	開設学科	
中学 一種 (英語)	必修授業科目	英語学	英語学	4	必修科目	人文学科
		英米文学	イギリス文学 アメリカ文学	4 4	必修科目	
		英語コミュニケーション	英語コミュニケーション1 英語コミュニケーション2	4 2	必修科目	
		異文化理解	異文化理解	2	必修科目	
選択授業科目	「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目			開設学科	
	英語学	英語構造論, 英語構造論演習, 英語学演習			人文学科	
	英米文学	イギリス演劇論, アメリカ小説論 イギリス文学演習, イギリス演劇論演習, アメリカ文学演習				
	英語コミュニケーション	英語コミュニケーション演習				
	異文化理解	社会言語学, 社会言語学演習, 表象文化論, 表象文化論演習				

注1. 単位数は最低修得単位数である。

注2. 必修授業科目は20単位以上を修得し、必修授業科目及び選択授業科目の合計単位は28単位以上を修得すること。

注3. 必修授業科目については重複履修することができる。

表2-4 高等学校教諭一種免許状(国語)の「教科に関する科目」の履修方法

免許 教科	教育職員免許法施行規則に 定める「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目				
		開設授業科目	単位数	履修方法	開設学科	
高校 一種 (国語)	必修授業科目	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	国語学概論	4	必修科目	人文学科
		国文学(国文学史を含む。)	日本文学史	4	必修科目	
			日本古典文学	4		
			日本近世文学 日本近代文学	2 2		
漢文学	中国文学概説	4	必修科目			
選択授業科目	「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目			開設学科	
	国語学	日本語構造論, 日本語構造論演習, 言語と文化, 言語と文化演習			人文学科	
	国文学	日本文学演習				
	漢文学	中国文学, 中国文学演習, 中国言語文化論, 中国言語文化論演習				

注1. 単位数は最低修得単位数である。

注2. 必修授業科目は20単位以上を修得し、必修授業科目及び選択授業科目の合計単位は36単位以上を修得すること。

注3. 必修授業科目については重複履修することができる。

表2-5 高等学校教諭一種免許状(英語)の「教科に関する科目」の履修方法

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目				
		開設授業科目	単位数	履修方法	開設学科	
高校一種 (英語)	必修授業科目	英語学	英語学	4	必修科目	人文学科
		英米文学	イギリス文学 アメリカ文学	4 4	必修科目	
		英語コミュニケーション	英語コミュニケーション1 英語コミュニケーション2	4 2	必修科目	
		異文化理解	異文化理解	2	必修科目	
	選択授業科目	「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目			開設学科
		英語学	英語構造論, 英語構造論演習, 英語学演習			人文学科
		英米文学	イギリス演劇論, アメリカ小説論, イギリス文学演習, イギリス演劇論演習, アメリカ文学演習			
		英語コミュニケーション	英語コミュニケーション演習			
異文化理解	社会言語学, 社会言語学演習, 表象文化論, 表象文化論演習					

注1. 単位数は最低修得単位数である。

注2. 必修授業科目は20単位以上を修得し、必修授業科目及び選択授業科目の合計単位は36単位以上を修得すること。

注3. 必修授業科目については重複履修することができる。

表2-6 高等学校教諭一種免許状(地理歴史)の「教科に関する科目」の履修方法

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目				
		開設授業科目	単位数	履修方法	開設学科	
高校一種 (地理歴史)	必修授業科目	日本史	日本史概説	2	必修科目	人文学科
		外国史	西洋史概説 東洋史概説	2 2	必修科目	
		人文地理学及び自然地理学	人文地理学概説 自然地理学概説	2 2	必修科目	
		地誌	地誌学講義	2	必修科目	
		「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目			
	選択授業科目	日本史	日本経済史			経済情報学科
			日本国制史, 日本文化史, 日本社会史, 考古学概説, 考古学地域論, 考古学講義, 物質文化研究, 日本史演習, 古文書実習			人文学科
		外国史	市民社会思想史Ⅰ, 市民社会思想史Ⅱ, 比較社会運動史, 世界経済史, 現代政治史, 経済学史, 歴史のなかの社会学			経済情報学科
			比較考古学, アジア文化史, アジア社会史, アジア史演習, 西洋の歴史と社会A, 西洋の歴史と社会B, 西洋の歴史と文化, 西洋の歴史と社会演習A, 西洋の歴史と社会演習B			人文学科
		人文地理学及び自然地理学	経済地理学			経済情報学科
			テーマ地理学, 比較民俗学概説, 比較民俗学, 比較文明論, 文化人類学, 地域研究論, 地理学演習, 人文地域論演習, フィールド学実験(地理学), フィールド学実習(地理学)			人文学科
			地誌	テーマ地誌学		

注1. 単位数は最低修得単位数である。

注2. 必修授業科目は12単位以上を修得し、必修授業科目及び選択授業科目の合計単位は36単位以上を修得すること。

注3. 必修授業科目については重複履修することができる。

表2-7 高等学校教諭一種免許状(公民)の「教科に関する科目」の履修方法

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目						
		開設授業科目	単位数	履修方法	開設学科			
高校一種(公民)	必修授業科目	「法律学(国際法を含む)」、政治学(国際政治学を含む)」	法学概論 政治学概論	2 2	1科目の選択必修	法政策学科		
		「社会学、経済学(国際経済を含む)」	①社会学概論 ②経済学概論 ③国際経済システム論 ④マクロ経済学 ④ミクロ経済学	2 4 4 4 4	「①②③から1科目」又は「④の2科目」のいずれかを選択必修(注4参照)	経済情報学科		
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学概論 倫理学概説 心理学概論	2 2 2	1科目の選択必修	人文学科		
		「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目			開設学科		
		法学、政治学	法政策総合講義、法政策論、法社会学、法情報論、裁判学、環境政策論、自治体政策論、地方行政論、行政学、行政の法システム、自治体行政法、行政救済法、行政組織法、産業政策論、科学技術論、社会保障法、医療福祉論、雇用の法と政策、消費者福祉論、経済法、知的財産法、家族の法と政策、政治学、刑事政策、統治機構論、人権論、刑法総論、犯罪と刑罰、刑法特論、民法総論、物権法、債権法、現代契約法、現代不法行為法、企業法務論、企業法のシステム、企業組織法、有価証券法、企業取引法、税の法システム、登記の法システム、民事紛争処理手続、民事執行・保全法、企業再生の法システム、刑事訴訟法、法思想史、法理論、法制度史、国際私法、国際取引法、国際法、国際人権法、比較憲政史、社会文化論、国際関係論、民族・地域紛争論、現代政治外交論、国際行動論、法律学特殊講義、政治学特殊講義、政策学特殊講義					法政策学科
		社会学、経済学	国際関係論、現代政治外交論、民族・地域紛争論、地域政治論、国際行動論			経済情報学科		
		哲学、倫理学、宗教学、心理学	経済原論、景気変動論、経済学と数学A、経済学と数学B、統計学総論、財政学総論、情報社会学、都市社会学、現代社会学、現代社会の意識、経済政策論、東南アジア経済論、地域計量分析、集団と組織の社会学、社会意識論、国民経済計算、分権化と自治体財政、農業政策論、地域計画論、経済統計論、数理統計学、比較社会システム論、社会調査とまちづくり、福祉社会学、消費社会としての現代、総合政策論、英語圏の社会事情I、英語圏の社会事情II、ドイツ語圏の社会事情I、ドイツ語圏の社会事情II、伝統社会のシステム論、環境経済学、国際貿易投資論、比較社会保障論、資源経済学、アジア農村経済論、国際化と租税調整、農業の国際化と農産物貿易					経済情報学科
		哲学、倫理学、宗教学、心理学	認知心理学、心理学研究法、学習心理学、比較行動心理学、発達心理学、産業・組織心理学、社会心理学、コミュニティ援助論、人格心理学、児童文化論、人間関係論、臨床援助論、臨床心理学、メディア論入門、現代文化論、現代メディア文化論、大衆文化論、デジタル文化論、認知心理学演習、比較行動心理学演習、社会心理学演習、臨床援助論演習、臨床心理学演習、心理学統計演習、現代文化論演習、現代メディア文化論演習、大衆文化論演習、デジタル文化論演習、メディアと文化演習、心理学実験1、心理学実験2、心理療法演習、精神医学、西洋の人間と思想A、西洋の人間と思想B、西洋の社会と思想、西洋思想の歴史、芸術の思想、環境の倫理、生命の倫理、西洋の人間と思想A演習、西洋の人間と思想B演習、西洋の社会と思想演習、宗教文化論					人文学科

注1. 単位数は最低修得単位数である。

注2. 必修授業科目は6単位以上を修得し、必修授業科目及び選択授業科目の合計単位は36単位以上を修得すること。

注3. 必修授業科目のうち人文学科の開設授業科目及び法政策学科の法律学概論は重複履修することができる。

注4. 必修授業科目のうちマクロ経済学とミクロ経済学を選択する場合は2科目とも履修すること。

表2-8 高等学校教諭一種免許状(商業)の「教科に関する科目」の履修方法

免許 教科	教育職員免許法施行規則に 定める「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目				
		開設授業科目	単位数	履修方法	開設学科	
高校一 種 (商業)	必修授業科目	商業の関係科目	①経営学総論 ②簿記システム論 ③会計学総論	4 4 4	「①の1科目」 又は「②の2科 目」のいずれか を選択必修(注 3参照)	経済情報学科
		職業指導	職業指導	2	必修科目	
	選択授業科目	「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目			開設学科
		商業の関係科目	経営管理論, 経営戦略論, 会計情報論, 原 価計算論, 管理会計論, 経営情報論, デー タベース論, オペレーティングシステム論, 情報ネットワーク論, 意思決定論, 国際経 営論, 企業論, 経営財務論, 比較協同組合 論, 労使関係論, 金融論, 貨幣論, 現代日 本経済史, 国際金融論, 商学総論			経済情報学科

注1. 単位数は最低修得単位数である。

注2. 必修授業科目は6単位以上を修得し、必修授業科目及び選択授業科目の合計単位は36単位以上を修得すること。

注3. 必修授業科目のうち簿記システム論と会計学総論を選択する場合は2科目とも履修すること。

Ⅲ. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

下記の科目は必ず修得すること。

教育免許法施行規則第66条の6に定める科目	単位	本学部における該当授業科目	単位	教育科目	開設学科
日本国憲法	2	日本国憲法	2	共通教育科目	共通教育
体育	2	体育・健康科学理論B 体育・健康科学実習Ⅰ	1 1	共通教育科目	共通教育
外国語 コミュニケーション	2	外国語表現法	2	} 共通教育科目	} 法政策学科 共通教育
		英語コアO	1		
		英語コアC	1		
		英語コアU	1		
		独語コア	2		
		仏語コア	2		
中国語コア	2				
情報機器の操作	2	情報活用基礎	2	共通教育科目	共通教育
		法情報論	2	専門教育科目	法政策学科
		エンドユーザ実習Ⅰ	1	専門教育科目	経済情報学科
		エンドユーザ実習Ⅱ	1	専門教育科目	経済情報学科

注：法政策学科専門教育科目の「人権論」2単位及び「統治機構論」2単位を修得した者は、「日本国憲法」の2単位を必ずしも必要としない。

Ⅳ. 教職に関する科目の単位の修得方法

免許法施行規則に定める科目区分等		本学における該当授業科目			最低修得単位数		備考
科目	単位数	開設授業科目	単位数	開設学部	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状	
教職の意義等に関する科目	2	教職研究	2	法文学部	2	2	
教育の基礎理論に関する科目	6	教育原論	2	教育学部	2	2	
		教育心理学概説	2		2	2	
		教育制度論	2		2	2	

免許法施行規則に定める科目区分等		本学における該当授業科目			最低修得単位数		備 考	
科 目	単位数	開設授業科目	単位数	開設学部	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状		
教育課程及び指導法に関する科目	中学校 12	教育方法・技術論Ⅱ	2	教育学部	2	2		
		教科外活動論	2		2	2		
		中等道徳教育論	2		2	2		
	国 語	・国語科教育Ⅱ ・国語科指導法Ⅰ ・国語科指導法Ⅱ ・国語科指導法Ⅲ ・国語科指導法Ⅳ	2	2	教育学部	2	2	
			1	1		1		
			1	1		1		
			1	1		1		
			1	1		1		
	高等学校 8	英語	・英語科指導法Ⅰ	2	教育学部	2	2	
			・英語科教育	2		2	2	
・英語科指導法Ⅱ			2	2				
・英語科指導法Ⅲ			2					
社 会	・社会科教育法Ⅰ ・社会科教育法Ⅱ ・社会科教育法Ⅲ	2	2	法文学部	2			
		2	2	教育学部	2	2		
		・地理歴史科教育法Ⅰ	2	法文学部		2	隔年 隔年	
		・地理歴史科教育法Ⅱ	2		2			
		・公民科教育法Ⅰ	2	教育学部		2	(注1)	
		・公民科教育法Ⅱ	2		2			
		・商業科教育法Ⅰ	2	法文学部		2	隔年 隔年	
		・商業科教育法Ⅱ	2		2			
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	生徒理解の心理 学校教育相談Ⅱ	2 2	教育学部	2 2	2 2		
教職実践演習	2	教職実践演習	2	法文学部	2	2		
教育実習（事前・事後指導を含む。）	中学 5	・教育実習 ・事前・事後指導	4 1	法文学部	5		(注2)	
	高校 3	・教育実習 ・事前・事後指導	2 1	法文学部		3	(注3)	
最低修得単位数		合 計			31	25		
介護等の体験	中学校	・福祉等施設実習 ・特別支援学校実習	7日		必 要			

(注1)「公民科教育法Ⅰ」「同Ⅱ」は、教育学部開講の「公民科教育概論Ⅰ」「同Ⅱ」に対応する。

(注2)・(注3)事前・事後指導の単位を修得できなかった者は、教育実習の単位も認定されない。

V. 教育実習参加資格について

教育職員免許状取得希望者は4年次に教育実習に参加することになっているが、3年次後期までに次の条件を満たさなければ教育実習に参加できない。

1. 教育実習のための身体検査に合格した者。
2. 次に定める単位を修得している者。
 - (イ) 共通教育科目，専門科目合わせて62単位以上。
 - (ロ) 教職に関する科目，計12単位以上。このうち教科教育法は必ず2単位修得しておくこと。
 - (ハ) 当該免許教科に関する科目の最低修得単位数(必修)の5分の3以上。
3. 学部長の推薦のある者。

さらに、教育実習に参加する4年次前期には、教育実習事前・事後指導を履修しなければならない。

VI. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に関する教育職員免許法の特例等に関する法律（介護等体験特例法）について

1. 介護等の体験の期間
教員免許状の取得要件としての介護等の体験の期間は、7日間とする。
2. 介護等の体験の実施施設
介護等の体験の実施施設は、特別支援学校（盲学校，聾学校若しくは養護学校）及び社会福祉施設その他の施設で、文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定める受入れ施設である。

VII. 教職実践演習の履修要件について

1. 教職課程の総まとめの科目として、当該科目の履修期において、教育実習を含め、教員免許状取得の所要単位を修得済み又は修得見込みであること。
2. 教職課程履修カルテを作成し、各年次で履修状況や知識技能の獲得状況の確認を得ていること。
3. 全体開設部分は5分の4以上かつ学部個別開設部分は3分の2以上の出席を成績評価の要件とする。

学芸員となる資格取得に関する履修要項

1. 学芸員の職務

博物館法に基づく専門職員で、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究の他、これと関連する事業について専門的事項をつかさどる。

2. 学芸員となる資格

学芸員となる資格を取得するためには、大学において所定の科目の単位を修得しなければならない。

3. 修得すべき科目及び単位

博物館法（昭和26年法律第285号）第5条第1項第1号及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号、平成8年文部省令第28号、最近改正平成21年文部科学省令第22号）第1条の規定により、大学において修得すべき博物館に関する科目の単位は別表1のとおりとする。資格取得希望の者は本学において開講されている該当授業科目19単位を修得しなければならない。

（別表1）

博物館法施行規則に定める科目	単位	本学における該当授業科目	単位	開講学部等
生涯学習概論	2	生涯学習概論（必修）	2	教育センター
博物館概論	2	博物館概論（必修）	2	教育センター
博物館教育論	2	博物館教育論（必修）	2	教育センター
博物館経営論	2	博物館経営論（必修）	2	教育センター
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論（必修）	2	教育センター
博物館資料論	2	博物館資料論（必修）	2	教育センター
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論（必修）	2	教育センター
博物館展示論	2	博物館展示論（必修）	2	教育センター
博物館実習	3	博物館実習（必修）	3	法文学部
計	19	計	19	

4. 学芸員の資格認定のためには、別表1の必修科目の他に、「文化史」「考古学」「民俗学」から2つを選択して、国家試験が課せられるが、本学部において開講されている別表2の科目の中から2群以上にわたって修得すれば国家試験は免除される。

(別表2)

群	区分	該当授業科目	単位
A群	文化史	日本史概説 (選択)	2
		アジア文化史 (選択)	2
		西洋史概説 (選択)	2
		日本文化史 (選択)	2
B群	考古学	考古学概説 (選択)	2
		考古学地域論 (選択)	2
		考古学講義 (選択)	2
		物質文化研究 (選択)	2
C群	民俗学	比較民俗学概説 (選択)	2
		文化人類学 (選択)	2
		比較文明論 (選択)	2

5. 博物館実習履修の条件

4年次に開講される博物館実習を履修できる者は、3年次後期までに次の科目の単位を修得した者とする。ただし、3年次編入生については、4年次前期までに博物館実習を除く科目の単位を修得する見込みのある者とする。

- ① 生涯学習概論，博物館概論，博物館教育論，博物館経営論，博物館資料保存論，博物館資料論，博物館情報・メディア論，博物館展示論の各2単位計16単位。
- ② 文化史，考古学，民俗学関係科目について2群以上にわたる8単位以上。

6. 博物館に関する科目の単位修得証明書

所定の単位を修得した者には、願出により「博物館に関する科目の単位修得証明書」を交付する。なお、大学において博物館に関する科目の単位を修得した者は、当然に学芸員としての資格が発生する。学芸員の資格を明らかにする必要がある場合には、大学が発行する卒業証明書及び博物館に関する科目の単位修得証明書を任命権者（都道府県及び市町村教育委員会等博物館の管理機関）に提出すること。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

ただし、この履修要項実施前において、平成22年4月1日実施前の「学芸員となる資格取得に関する履修要項」の適用を受けていた平成23年度以前の入学生は、別途定める科目読替表に基づき履修する。

この要項は、平成25年5月15日から実施し、平成25年4月2日から適用する。

この要項の適用日に在学する者については、改正後のこの要項にかかわらず、なお、従前の例による。

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

鹿児島大学法文学部専修コース決定に関する細則

〔平成16年4月1日〕
〔法細則第1号〕

(目 的)

第1条 この細則は、鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号。以下「規則」という。）第2条第2項及び第5条第2項の規定に基づき、鹿児島大学法文学部（以下「本学部」という。）の人文学科学生（以下「学生」という。）の専修コース決定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(専修コースの所属)

第2条 学生で、入学後1年以上在学した者は、教授会の議を経て、いずれかの専修コースに所属させる。

(専修コース志望の手続)

第3条 前条の学生は、所定の専修コース志願書を、本学部の指定する期日までに学部長に提出しなければならない。

2 前項の規定に違反した者は、志望の専修コースに所属できないことがある。

(専修コースの決定)

第4条 前条第1項による手続を経て願い出た専修コース別志望者の所属すべき専修コースの決定は、教授会がこれを行う。

(専修コース変更の不許可)

第5条 教授会の議を経て決定した専修コースは、当該学期中にこれを変更することを認めない。ただし、この規定は、規則第32条の規定に基づく専修コースの変更を妨げるものではない。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

鹿児島大学法文学部転学科及び専修コース変更に関する細則

〔平成16年4月1日〕
〔法細則第3号〕

(目的)

第1条 この細則は、鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号。以下「規則」という。）第32条第3項の規定に基づき、鹿児島大学法文学部学生（以下「本学部学生」という。）の転学科及び専修コースの変更に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 規則第32条及びこの細則で、転学科とは、本学部学生の本来所属すべき学科を他の学科に変更することをいい、専修コースの変更とは、人文学科学生の現に所属する専修コースを他の専修コースに変更することをいう。

(資格)

第3条 本学部学生は、第2期以降に転学科を志願できる。転学科の時期は、第3期以降とする。

2 人文学科学生で、現に1つの専修コースに所属している者は、学部在籍中に専修コースの変更を志願できる。

(手続)

第4条 転学科を志願するものは、規則第2条第1項に規定する学科の1つを選定して、所定の転学科願書を、本学部の指定する期日までに学部長に提出しなければならない。ただし、人文学科に転学科を志願する者は、学修しようとする専修コースの順位を付して、前項の願書を提出しなければならない。

2 前項の願書には、現に所属する学科（人文学科にあっては専修コース）の学科長（人文学科にあってはコース主任）の転学科承認印を要し、いずれの場合も志願する学科（人文学科にあっては専修コース）の学科長（人文学科にあってはコース主任）の検印を要する。

3 専修コースの変更を志願する者は、規則第2条第2項に規定する専修コースの1つを選定して、所定の専修コース変更願書を、本学部の指定する期日までに学部長に提出しなければならない。

4 前項の願書には、現に所属する専修コースのコース主任の専修コース変更

承認印並びに志願する専修コースのコース主任の検印を要する。

(選考の方法)

第5条 第3条第1項の規定に基づき転学科を志願する者があるときは、教授会は、次に掲げる事項について詮議の上、転学科を許可することがある。

- (1) 転学科を志願する者の入学試験における学力検査の成績
- (2) 転学科を志願する者が修得した共通教育科目の成績
- (3) 転学科を志願する者の現に所属する学科において修得した専門教育科目の成績
- (4) その他教授会・当該学科の必要と認める事項

2 第3条第2項の規定に基づき専修コースの変更を志願する者があるときは、当該専修コースの教育・研究に支障のない限り、教授会は、専修コースの変更を許可することがある。

(在学期間)

第6条 在学期間は、入学後8年を超えることはできない。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月2日から施行する。

鹿児島大学法文学部転学部に関する細則

〔平成16年4月1日〕
〔法細則第6号〕

(目的)

第1条 この細則は、鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号。以下「規則」という。）第31条第2項の規定に基づき、鹿児島大学法文学部（以下「本学部」という。）への転学部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 本学他学部生は、第2期以降に転学部を志願できる。転学部の時期は、第3期以降とする。

(手続)

第3条 転学部を志願する者は、規則第2条に規定する学科（人文学科にあっては専修コース）の1つを選定して、所定の転学部願書を、本学部の指定する期日までに本学部の長に提出しなければならない。

2 前項の願書には、現に在学する学部の長の転学部許可証を添付することを要する。

(選考の方法)

第4条 第2条の規定に基づき転学部を志願する者があるときは、教授会は、次の各号について詮議の上、転学部を許可することがある。

- (1) 転学部を志願する者の入学試験における学力検査の成績
- (2) 転学部を志願する者が修得した共通教育科目の成績
- (3) 転学部を志願する者の現に所属する学部において修得した専門教育科目の成績
- (4) その他教授会・当該学科の必要と認める事項

2 前項によるほか、必要あるときは、教授会は、当該学科又は専修コースの必要と認める科目の学力を検定し、その成績について詮議の上、転学部を許可することがある。

(在学期間)

第5条 在学期間は、入学後8年を超えることはできない。

(単位の認定)

第6条 転学部を許可された者が転学部以前に所属した学部において修得した専門教育科目の単位は、本学部の単位としては原則としてこれを認めない。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月2日から施行する。

鹿児島大学法文学部編入学及び転入学に関する細則

〔平成16年4月1日〕
〔法細則第4号〕

(目的)

第1条 この細則は、鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号。以下「規則」という。）第30条第2項の規定に基づき鹿児島大学法文学部（以下「本学部」という。）への編入学及び転入学（以下「編転入学」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入学資格)

第2条 本学部編転入学できる者は、大学に2年以上在学し所定の単位を修得した者若しくは大学・短期大学等（高等専門学校を含む。）を卒業した者又は外国において同程度の課程を修了した者とする。

(手続)

第3条 本学部編転入学を志願する者は、次の書類を本学部の指定する期日までに本学部長に提出しなければならない。

- (1) 所定の願書
- (2) 学業成績証明書（出身大学・短期大学等）
- (3) 卒業証明書又は卒業見込証明書（出身大学・短期大学等）
- (4) 在学中の者は、大学の在学証明書
- (5) 在学期間証明書（本学部が必要と認めた場合）
- (6) その他本学部が必要と認めた書類

(選考の方法)

第4条 編転入学を志願する者があるときは、必要と認められる科目の学力を検定し、教授会で詮議の上、編転入学を許可することがある。

- (1) 試験科目は、当該学科の指定した科目又は外国語科目とする。
- (2) 選考は、試験の成績、出身大学・短期大学等の成績その他必要と認めるものについて行う。

(時期)

第5条 編転入学の時期は、年度の始めとする。

(入学年次)

第6条 入学の年次は、3年次とする。

(既修得単位認定)

第7条 既修得単位の認定は、規則の履修基準に準じて、教授会で行う。ただし、学則第34条第1号又は第2号(外国において同程度の課程を修了した者を含む。)の規定により入学を許可された者については、共通教育科目をすべて修得したものと認めることができる。

(修業年限)

第8条 修業年限は2年とし、休学、停学等の期間は算入しない。在学期間は、修業年限の2倍を超えることはできない。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年1月19日から施行し、平成16年7月21日から適用する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成25年4月2日から施行する。
- 2 この細則の施行日の前日に在学する者については、改正後のこの細則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

鹿児島大学法文学部再入学に関する細則

〔平成18年4月19日〕
法細則第1号

(目 的)

第1条 この細則は、鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号）第29条第4項の規定に基づき、鹿児島大学法文学部（以下「本学部」という。）への再入学に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(資 格)

第2条 本学部にて再入学を志願できる者は、本学部を退学した者又は学則（平成16年規則第86号）第57条第2号、第3号又は第4号に基づき本学部を除籍された者とする。

(手 続)

第3条 本学部にて再入学を志願する者は、次の書類を本学部の指定する期日までに本学部長に提出しなければならない。

- (1) 所定の願書
- (2) その他本学部が必要と認めた書類

(選考の方法)

第4条 再入学を志願する者があるときは、本学部において必要と認める選考を行い、教授会で審査の上、再入学を許可することがある。

(再入学の時期)

第5条 再入学の時期は、学期の始めとする。

(再入学者に適用する履修規則)

第6条 再入学者に適用する履修に関する規則は、再入学する年次と同一年次の学生の履修規則を適用する。

(在学年限)

第7条 再入学する者の在学年限は、退学又は除籍前の在学期間を含めて8年とする。

附 則

この細則は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

鹿児島大学法文学部研究生に関する細則

〔平成21年2月18日〕
〔法細則第1号〕

(趣 旨)

第1条 この細則は、鹿児島大学研究生規則（平成16年規則第113号。以下「規則」という。）第11条及び鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号）第33条第2項の規定に基づき、鹿児島大学法文学部の研究生（以下「研究生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究生として入学できる者は、規則第2条第1項に規定する者とする。

(入学時期)

第3条 入学の時期は、原則として学期の始めとする。

(手 続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次に掲げる書類を学部長に提出しなければならない。ただし、第5号から第7号の書類は外国人の場合にのみ該当するものとする。

- (1) 入学願書（所定様式）
- (2) 履歴書（所定様式）
- (3) 最終学校の卒業又は卒業見込証明書
- (4) 最終学校の成績証明書
- (5) 身元保証書（所定様式）
- (6) 外国人登録済証明書又は旅券の写し
- (7) 日本語能力試験認定書（2級以上）の写し

2 民間企業等に在職のまま入学を志願する者は、前項各号の書類のほか、研究生として入学することについて差し支えない旨の勤務先の長の研究許可証明書を学部長に提出しなければならない。

(選考方法)

第5条 研究生の選考は、指導予定教員の意見に基づき、法文学部教授会がこれを行う。

(期間延長)

第6条 研究期間の延長を希望する研究生は、研究期間延長願を学部長に提出しなければならない。ただし、第4条第2項に該当する者は、同項の研究許可証明書を併せて提出しなければならない。

(研究修了)

第7条 研究生は、研究期間が終了したときは、速やかに研究修了届を指導教員経由で学部長に提出しなければならない。

(研究修了証明書)

第8条 学部長は前条の研究修了届の提出があった者に研究修了証明書を交付する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年6月16日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

鹿児島大学法文学部卒業科目試験に関する細則

〔平成16年4月1日〕
〔法細則第2号〕

(目的)

第1条 この細則は、鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号。以下「規則」という。）第17条第2項の規定に基づき、鹿児島大学法文学部（以下「本学部」という。）の卒業科目試験に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(試験の対象)

第2条 卒業科目試験は、規則第9条第2項の規定に基づき、本学部人文学科学生（以下「学生」という。）についてののみ、これを行う。

(試験の方法)

第3条 卒業科目試験は、卒業論文（以下「論文」という。）又は卒業研究レポート（以下「研究レポート」という。）の提出並びにその審査によって、これを行う。

(受験資格)

第4条 学生は、次の各号に定める条件を満たさなければ、卒業科目試験を受験することはできない。

- (1) 本学部に3年以上在学していること。ただし、学士入学者及び編転入学者に関しては、これを1年半以上とする。
- (2) 卒業を予定される学期末までに、規則第24条第2項により別に定める科目を履修し、所定の単位数を修得し得る見込みのあること。

(題目の届出)

第5条 卒業を予定される学生で論文又は研究レポートを提出しようとする者は、あらかじめ、専修コースの主任教員若しくは指導教員の承認を経て論文題目又は研究レポート題目を、所定の様式により別に定める期日までに、学部長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定に違反した者は、論文又は研究レポートを提出することはできない。

(論文又は研究レポートの提出)

第6条 第4条の規定に該当する学生で論文又は研究レポートを提出しようとする者は、別に定める期日までに学部長に提出しなければならない。

2 前項の規定に違反した者は、論文又は研究レポートの審査を受けることはできない。

(審査)

第7条 論文又は研究レポートの審査は、当該専修コースの教員がこれを行う。ただし、必要あるときは、他の専修コースの教員若しくはその他の関係教員を審査に加えることができる。

2 審査に当たっては、口述試問を行うことがある。

3 審査は、各学期末の成績原票提出日までに終了し、学部長に報告するものとする。

(成績の判定)

第8条 論文又は研究レポートの成績は、審査に当たった全教員の判定を総合してこれを決定し、合格者には所定の単位を与える。

2 成績の判定は、規則第16条第2項に規定するところによる。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

人文学科の卒業科目（論文・研究レポート）に関する取扱い要項

鹿児島大学法文学部卒業科目試験に関する細則第5条及び第6条で別に定める題目の届出及び論文又は研究レポートの提出期限は次のとおりとする。

付 表

題目の届出	(1) 学年の後期末に卒業を予定する者	9月30日
	(2) 学年の前期末に卒業を予定する者	4月30日

(注) 提出期限は17時とする。ただし、題目の届出日が土曜、日曜、または休日に当たる場合は、その翌日の17時までとする。

卒業科目（論文・研究レポート）の提出

学年の後期末に卒業を予定する者	1月10日
学年の前期末に卒業を予定する者	7月31日

(注) 提出期限は17時とする。ただし、論文又は研究レポートの提出日が土曜、日曜、または休日に当たる場合は、その翌日の17時までとする。

鹿児島大学法文学部科目等履修生に関する細則

〔平成16年4月1日〕
〔法細則第7号〕

(目的)

第1条 この細則は、鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号）第34条第2項の規定に基づき鹿児島大学法文学部（以下「本学部」という。）の科目等履修生に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 本学部の授業科目について履修を志願できる者は、次に該当する資格を有する者とする。

- (1) 大学（4年制）において、共通教育科目等の所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 本学部において前2号に準ずる学力を有すると認められた者

(手続)

第3条 本学部の授業科目について履修を志願する者は、所定の願書、履歴書、最終学校の学業成績証明書、卒業証明書、勤務先の長の科目等履修許可証明書を本学部の指定する期日までに本学部の長に提出しなければならない。

2 外国人の場合は、前項に掲げる書類のほか、旅券の写又は外国人登録済証明書を提出しなければならない。

(選考の方法)

第4条 科目等履修生の選考は、担当教員の意見に基づき、教授会がこれを行う。

(単位認定)

第5条 科目等履修生で、単位認定を希望する者には考査を行い、合格者には単位を認定する。

(期間)

第6条 科目等履修の期間は、1学期間とし、継続して科目等履修を志願する者は、その都度手続を更新するものとする。

附則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成17年1月19日から施行する。

附則

この細則は、平成25年4月2日から施行する。

鹿児島大学法文学部既修得単位認定規則

〔平成16年4月1日〕
〔法細則第11号〕

(目 的)

第1条 この規則は、鹿児島大学学則（平成16年規則第86号）第46条第4項の規定に基づき、鹿児島大学法文学部（以下「本学部」という。）への入学者（編入学、転入学等を除く。以下同じ。）の専門教育科目の既修得単位の認定について必要な事項を定める。

(認定の条件)

第2条 本学部への入学者は、専門教育科目を1単位以上修得している場合、既修得単位の認定を願い出ることができる。

(申 請)

第3条 既修得単位の認定を希望する者は、認定願及び成績証明書等を所定の期日までに本学部学生係に提出しなければならない。

(認定手続)

第4条 既修得単位の認定は、本学部教務委員会における審議を経た後、本学部教授会が行う。

(認定基準)

第5条 既修得単位の認定は、認定を希望する者が所属する学科の履修の基準に従い、8単位以内を認定する。

(通 知)

第6条 認定の結果は、法文学部長から当該者に通知する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

法政策学科履修登録単位数の上限に関する申合せ

〔平成16年4月1日〕
教授会決定

(趣 旨)

第1 この申合せは、鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号）第13条第2項の規定に基づき、鹿児島大学法文学部法政策学科（以下、「本学科」という）学生の履修登録単位数の上限に関し必要な事項を定める。

(履修科目の登録)

第2 学生は、各学期に開講される共通教育科目並びに専門教育科目について、合計25単位を超えて履修登録をすることはできない。

2 前項の規定は、次の授業には適用しないものとする。

- (1) 教育職員免許取得のための教職に関する授業科目
- (2) 集中講義として開講される授業科目
- (3) インターンシップに関する授業科目
- (4) 大学等（県内大学等及び放送大学）間の授業交流制度による授業科目（適用除外）

第3 学生が次の各号に該当する場合は、履修登録の上限を適用しない。

- (1) 3年次編入生
- (2) 転学部・転学科生
- (3) 再入学生
- (4) 在学年限が4年を超える者
- (5) 早期卒業の適格者で早期卒業を希望する者
- (6) その他、特別な事情により本学科が認める者

附 則

1 この申合せは、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学生から適用する。

2 この申合せ施行前において、平成13年12月19日制定の「法政策学科履修登録単位数の上限に関する申し合わせ」の適用を受けていた平成14年度以降の入学生にはこれを適用する。

附 則

この申合せは、平成16年7月21日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成17年6月15日から施行する。

附 則

この申合せは、平成20年4月1日から実施し、平成20年度の在学学生から適用する。

附 則

1 この申合せは、平成25年4月2日から実施する。

2 この申合せの実施日の前日に在学する者については、改正後の第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

経済情報学科履修登録単位数の上限に関する申合せ

〔平成16年4月1日〕
教授会決定

(趣 旨)

第1 この申合せは、鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号）第13条第2項の規定に基づき、鹿児島大学法文学部経済情報学科（以下「本学科」という。）学生における履修登録単位数の上限に関し必要な事項を定める。

(履修科目の登録)

第2 学生は、各学期に開講される共通教育科目並びに専門教育科目について、合計25単位を超えて履修登録をすることはできない。

2 前項の規定は、次の授業科目には適用しないものとする。

- (1) 教育職員免許取得のための教職に関する授業科目
- (2) 学芸員資格取得のための授業科目
- (3) 集中講義として開講される授業科目
- (4) インターンシップに関する授業科目
- (5) 大学等（県内大学等及び放送大学）間の授業交流制度による授業科目（適用除外）

第3 学生が次の各号に該当する場合は、履修登録の上限を適用しない。

- (1) 3年次編入生
- (2) 転学部・転学科生
- (3) 早期卒業の適格者で早期卒業を希望する者
- (4) その他、特別な事情により本学科が認める者

附 則

1 この申合せは、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学生から適用する。

2 この申合せ施行前において、平成13年12月19日制定の「経済情報学科履修登録単位数の上限に関する申し合わせ」の適用を受けていた平成14年度以降の入学生にはこれを適用する。

附 則

この申合せは、平成16年7月21日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成17年6月15日から施行する。

附 則

1 この申合せは、平成25年4月2日から実施する。

2 この申合せの実施日の前日に在学する者については、改正後の第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

人文学科履修登録単位数の上限に関する申合せ

〔平成16年4月1日〕
教授会決定

(趣 旨)

第1 この申合せは、鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号）第13条第2項の規定に基づき、鹿児島大学法文学部人文学科（以下、「本学科」という）学生の履修登録単位数の上限に関し必要な事項を定める。

(履修科目の登録)

第2 学生は、各学期に開講される共通教育科目並びに専門教育科目について、合計25単位を超えて履修登録をすることはできない。

2 前項の規定は、次の授業科目には適用しないものとする。

- (1) 教育職員免許取得のための教職に関する授業科目
- (2) 学芸員資格取得のための授業科目
- (3) 集中講義として開講される授業科目
- (4) インターンシップに関する授業科目
- (5) 大学等（県内大学等及び放送大学）間の授業交流制度による授業科目（適用除外）

第3 学生が次の各号に該当する場合は、履修登録の上限を適用しない。

- (1) 3年次編入生
- (2) 転学部・転学科・転コース生
- (3) 再入学生
- (4) 在学年限が4年を超える者
- (5) 早期卒業対象者
- (6) その他特別な事情により本学科が必要と認める者

附 則

1 この申合せは、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学生から適用する。

2 この申合せ施行前において、平成13年12月19日制定の「人文学科履修登録単位数の上限に関する申し合わせ」の適用を受けていた平成14年度以降の入学生にはこれを適用する。

附 則

この申合せは、平成16年7月21日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成17年6月15日から施行する。

附 則

この申合せは、平成19年10月17日から実施する。

附 則

1 この申合せは、平成25年4月2日から実施する。

2 この申合せの実施日の前日に在学する者については、改正後の第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

法政策学科早期卒業に関する申合せ

〔平成16年4月1日〕
教授会決定

(趣 旨)

第1 この申合せは、鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号）第25条第2項の規定に基づき、鹿児島大学法文学部法政策学科（以下「本学科」という。）学生の早期卒業に関し、必要な事項を定める。

(資 格)

第2 本学科の学生で3年次に卒業を希望する者のうち、2年次末までに次の要件を満たす場合は、資格を有するものとする。

- (1) 卒業要件科目の単位数95単位以上を修得している者
- (2) 修得した全卒業要件科目の平均点が85点以上の者
- (3) 3年次末までに卒業に必要な単位を修得できる見込みの者

2 前項の規定にかかわらず、次の者は早期卒業の対象とはならない。

- (1) 3年次編入生
- (2) 転学部・転学科生
- (3) 再入学生

(申 請)

第3 早期卒業を希望する者は、2年次後期の成績交付が完了した時点で、本学科に対しすみやかに所定の願書を提出しなければならない。

(判 定)

第4 学科会は、早期卒業申請者の資格の有無について審議し判定する。

(資格の取り消し)

第5 第4の規定に基づく判定は、学科会の議により取り消すことができる。

(卒 業)

第6 早期卒業の資格を有する学生は、3年次に卒業要件単位をすべて履修するとともに、卒業研究報告書を学部長に提出しなければならない。

2 前項に基づき卒業研究報告書を提出した者について、3年次末までに修得した卒業要件単位に算入できる全科目の成績の平均点が100点満点で85点以上の場合に、卒業を認定する。

(卒業の時期)

第7 卒業の時期は、3年次後期末とする。

附 則

1 この申合せは、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学生から適用する。

2 この申合せ施行前において、平成13年12月19日制定の「法政策学科早期卒業に関する申し合わせ」の適用を受けていた平成14年度以降の入学生にはこれを適用する。

附 則

この申合せは、平成22年1月20日から実施し、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この申合せは、平成24年4月1日から実施し、平成24年度入学生から適用する。

附 則

1 この申合せは、平成25年4月2日から実施する。

2 この申合せの実施日の前日に在学する者については、改正後の第2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

経済情報学科早期卒業に関する申合せ

〔平成16年4月1日〕
教授会決定

(趣 旨)

第1 この申合せは、鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号）第25条第2項の規定に基づき、鹿児島大学法文学部経済情報学科（以下「本学科」という。）学生の早期卒業に関し、必要な事項を定める。

(資 格)

第2 1年次末までに卒業要件科目48単位以上を修得し、その平均点が90点以上の者、及び2年次に早期卒業要件科目54単位以上を修得し、その平均点が90点以上の者が早期卒業を希望する場合は、早期卒業の資格を有する成績優秀者として認めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の者は早期卒業の対象者にはならない。

- (1) 3年次編入生
- (2) 転学部・転学科生
- (3) 再入学生

(申 請)

第3 早期卒業を希望する者は、所定の願書を1年次末及び2年次末に本学科の指定する期日までに学科長へ提出するものとする。

(判 定)

第4 学科会は、早期卒業申請者の資格の有無について審議し判定する。

(履修方法)

第5 早期卒業対象者の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 1年次成績優秀該当者は、2年次各期の履修科目登録上限を28単位とし、2年次第3期から演習を履修できるものとする。
- (2) 2年次成績優秀該当者は、3年次各期の履修科目登録上限を28単位とし、3年次に特殊研究を履修できるものとする。

(卒 業)

第6 学科会は、早期卒業を希望する者が第2に規定する資格を有し、3年次に単位修得した卒業要件科目の平均点が90点以上の者を、卒業者として判定する。

附 則

- 1 この申合せは、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学生から適用する。
- 2 この申合せ施行前において、平成13年12月19日制定の「経済情報学科早期卒業に関する申し合わせ」の適用を受けていた平成14年度以降の入学生にはこれを適用する。

附 則

- 1 この申合せは、平成25年4月2日から実施する。
- 2 この申合せの実施日の前日に在学する者については、改正後の第2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

人文学科早期卒業に関する申合せ

〔平成16年4月1日〕
教授会決定

(趣 旨)

第1 この申合せは、鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号）第25条第2項の規定に基づき、鹿児島大学法文学部人文学科（以下「本学科」という。）学生の早期卒業に関し、必要な事項を定める。

(資 格)

第2 3年次末までに卒業に必要な単位を修得する見込みのある者で、次の各号を満たした場合には、在学期間3年で卒業を申し出ることができる。

- (1) 2年次末までに、卒業に必要な単位のうち90単位以上を修得している者
- (2) 2年次末までに修得した卒業に必要な全科目の成績の平均点が、100点満点で85点以上の者

2 前項の規定にかかわらず、次の者は早期卒業の対象者とはならない。

- (1) 3年次編入生
- (2) 転学部・転学科・転コース生
- (3) 再入学生

(申 請)

第3 早期卒業を希望する者は、2年次末までに所定の願書を本学科に提出しなければならない。

(判 定)

第4 学科会は、早期卒業申請者の資格の有無について審議し判定する。
ただし、判定は休学により取り消すことがある。

(卒業研究)

第5 適格と認定された者は、3年次に卒業研究を行うことができる。

(卒 業)

第6 早期卒業の資格を有する者が卒業するためには、学部で定める卒業に必要な単位をすべて修得し、かつ成績優秀でなければならない。

2 前項の成績優秀者は、3年次終了時までに修得した卒業に必要な全科目の成績の平均点が100点満点で85点以上の者とする。

(卒業の時期)

第7 卒業の時期は、3年次の3月とする。

附 則

- 1 この申合せは、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学生から適用する。
- 2 この申合せ施行前において、平成13年12月19日制定の「人文学科早期卒業に関する申し合わせ」の適用を受けていた平成14年度以降の入学生にはこれを適用する。

附 則

- 1 この申合せは、平成25年4月2日から実施する。
- 2 この申合せの実施日の前日に在学する者については、改正後の第2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鹿児島大学法文学部における鹿児島県内大学等間及び放送大学との 授業交流(単位互換)による単位修得に関する申合せ

〔平成16年4月1日〕
〔教授会決定〕

この申し合わせは、鹿児島県における大学等間の授業交流（単位互換）に関する協定（平成13年3月29日調印）、及び鹿児島県における大学等間の授業交流（単位互換）に関する覚書に基づき実施される鹿児島県内大学等間の授業交流並びに鹿児島大学と放送大学との間における単位互換に関する協定（平成17年5月25日調印）、及び鹿児島大学と放送大学との間における単位互換に関する覚書に基づき実施される授業交流（以下「授業交流（単位互換）制度」という。）について、鹿児島大学法文学部（以下「本学部」という。）学生が在学中に修得できる単位数ほか必要な事項を定める。

第1 共通教育科目の単位

本学部の学生が、この授業交流（単位互換）制度の利用により修得した共通教育科目の単位は、実践・判断・精神力及び知力に属する科目群の単位として6単位まで共通教育科目卒業要件単位に含めることができる。

第2 専門教育科目の単位

本学部の学生が、この授業交流（単位互換）制度の利用により修得した専門教育科目の単位は、専門教育科目卒業要件単位には含めない。

第3 認 定

本申し合わせに基づき、本学部学生が共通教育科目及び専門教育科目として修得した授業科目の単位については、本学部教授会が認定する。

第4 教職免許等取得のための単位

教諭免許状及び学芸員資格取得のために履修しなければならない共通教育科目、専門教育科目及び教職科目については、本学での履修しか認めない。

附 則

この申し合わせは、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成17年6月15日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成25年5月15日から実施し、平成25年4月1日から適用する。

鹿児島大学法文学部における国際学術交流協定大学への留学期間中に 修得した授業科目の単位の取扱いに関する申合せ

〔平成16年4月1日〕
教授会決定

(目 的)

第1 この申合せは、鹿児島大学法文学部（以下「本学部」という。）の学生が鹿児島大学学則（平成16年規則第86号以下「学則」という。）第54条の規定に基づき国際学術交流協定大学へ留学した期間に修得した授業科目の単位について、学則第45条第2項の規定により本学部において修得したものとみなす授業科目の単位の取扱いに関し必要な事項を定める。

(認定する単位数)

第2 学生が留学期間中に修得したものとみなすことができる単位数は、30単位を超えないものとする。

(認定の申請)

第3 前項における修得した単位の認定を希望する学生は、所定の願書を本学部の指定する期日までに学部長に提出しなければならない。

(単位の認定)

第4 本学部で修得したものとみなす授業科目の単位の認定は、前項の申請に基づき教務委員会の審議を経て、教授会が行う。なお、特に必要と認められる場合は、国際学術交流協定大学での授業科目名を用いて単位認定を行うことができる。

(認定の通知)

第5 認定の通知は、学部長から申請者に通知する。

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成19年9月19日から実施する。

鹿児島大学法文学部における学生の成績等 開示請求及び異議申立てに関する規則

〔平成22年3月8日〕
法規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、学生の成績等開示請求及び異議申立て等への対応に関する全学的指針(平成22年1月7日教育研究評議会決定)に基づき、鹿児島大学法文学部(以下「本学部」という。)における学生の成績等開示請求及び異議申立て(共通教育科目等に係るものを除く。)に関し、必要な事項を定める。
(対応組織)

第2条 学生の成績等開示請求及び異議申立てに対応する組織は、教務委員会とする。

2 教務委員が当事者である場合は、その教務委員が所属する学科の長が、問題解決の間、代理委員を立てる。

(開示請求)

第3条 本学部の学生は、成績等の開示請求を行うことができる。

2 開示請求の対象は、当該学生の成績評価及び卒業判定並びに当該学生が受けた試験の問題、答案及び解答例(文章記述式解答を除く。)とする。

3 開示請求は、成績発表後又は卒業判定の結果発表後、原則として、7日以内に受け付けるものとする。ただし、国立大学法人鹿児島大学法人文書管理規則(平成16年規則第131号)に定める保存期間を満了したものについては、開示できない場合がある。

4 開示請求を行う学生は、成績等開示請求書(別記様式第1号)を学部長に提出しなければならない。

5 学部長は、開示請求日から起算して、原則として、10日以内に、開示請求に対する回答書(別記様式第2号)により、回答を行うものとする。ただし、10日以内に開示できない場合は、開示できない理由等を、当該学生に説明するとともに、学部長は、その状況を、教育・学生担当理事及び学生部長に報告するものとする。

(異議申立て)

第4条 本学部の学生は、前条の開示結果又は開示請求によらず教学上の判定に不服のある場合は、異議申立てを行うことができる。

2 異議申立ては、開示請求に対する回答後又は成績発表後、原則として、7日以内に、受け付けるものとする。ただし、卒業判定に係るものについての受付期間は、卒業判定の結果発表日から起算して、原則として、7日以内とする。

3 異議申立てへの回答に不服がある当該学生は、再異議申立てを行うことが

できる。

- 4 再異議申立ての受付期間は、異議申立ての回答を受理した日から起算して、原則として、7日以内とする。
- 5 異議申立て又は再異議申立てを行う学生は、異議申立書・再異議申立書（別記様式第3号）を学部長に提出しなければならない。
- 6 教務委員会は、異議申立て及び再異議申立てについて、速やかに調査等を行い、申立ての日から起算して、原則として、7日以内に、異議申立に対する回答書（別記様式第4号）により、回答を行うものとする。
- 7 学部長は、調査等により過失が認められたとき又は疑義が想定されるとき等、7日以内で解決が困難な場合は、当該学生に状況を説明するとともに、その内容を、学長、教育・学生担当理事、危機管理室長、監事及び学生部長（以下「学長等」という。）に報告し、対応について協議するものとする。（調査及び調査結果報告等）

第5条 教務委員会は、異議申立て又は再異議申立てに伴う調査等の結果、過失が認められたとき又は疑義が想定されるとき等は、直ちに、過失又は疑義の発生原因が特定される時期まで遡って、組織的に調査等を行うものとする。

- 2 前項の調査等は、その開始日から、原則として1月以内に終了するものとし、調査終了後、学部長は、速やかに、調査等の結果を学長等に報告するものとする。ただし、調査等に時間を要する場合は、適宜、進捗状況を報告するものとする。
- 3 教務委員会は、当該学生に対し、適宜、途中経過を説明するとともに、調査等終了後に、その結果を説明するものとする。
- 4 学部長は、第3条第5項並びに第4条第6項及び第7項に該当する事案が解決した場合は、遅滞なく、第3条第5項及び第4条第6項については、教育・学生担当理事及び学生部長に、第4条第7項については、学長等に報告するものとする。
- 5 学部長は、調査等の結果、成績評価等における重大な過失又は疑義が判明した場合は、成績評価基準等の全ての教育の在り方について、点検・見直しを行うものとし、重大な過失が判明した場合は、併せて学外有識者等による検証を実施するものとする。

（雑 則）

第6条 この規則に定めるもののほか、学生の成績等開示請求及び異議申立てに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

成績等開示請求書

法文学部長 殿

学科名：
学籍番号：
本人氏名：（自署） 印
連絡先住所：
電話番号：
メールアドレス：

私は「鹿児島大学法文学部における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則」第3条に基づき、下記の通り成績等の開示を請求します。

・開示を求める授業科目等と開示請求項目

（該当するものの□欄にレを記入のこと。なお開示を求める科目が複数にわたる場合は、請求書を新たに作成のこと。）

授業科目名（ ） 授業担当教員名（ ）

年度（平成 年） 期別（前期・後期）

試験問題（ 閲覧 写しの交付 ）

答案（ 閲覧 写しの交付 ）

解答例（ 閲覧 写しの交付 ）

成績評価（ 閲覧 写しの交付 ）

卒業判定結果（ 閲覧 写しの交付 ）

その他（ ）

・開示を請求する理由・利用目的（具体的に）

平成 年 月 日

開示請求に対する回答書

殿

法文学部長

平成 年 月 日付けの貴殿の成績等開示請求について、下記のとおり決定しましたので、回答します。

1. 開示する成績等の情報

2. 不開示とした項目とその理由

3. 開示の実施方法・期間等

実施方法： 閲覧 写しの交付

期間：平成 年 月 日から 年 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

場所：

平成 年 月 日

異議申立書・再異議申立書

法文学部長 殿

学科名：
学籍番号：
氏名：(自署) 印
連絡先住所：
電話番号：
メールアドレス：

私は、私の成績等に関して、以下のように [1. 異議申立て・2. 再異議申立て] (どちらかに○) を行います。

(事前に成績等の開示請求を行った場合の法文学部からの回答書の日付：
平成 年 月 日)

申立の内容及び理由

別記様式第4号（第4条関係）

平成 年 月 日

異議申立てに対する回答書

殿

法文学部長

平成 年 月 日付けの貴殿の（異議申立て・再異議申立て）について、
下記のとおり決定しましたので、回答します。

回答内容

法文学部期末試験受験上の心得

期末試験では下記の事項に十分注意して受験すること。

1. 試験開始時間の5分前までに試験場に入室し、試験監督教員の指示に応じて着席すること。
2. 学生証を必ず持参し、受験のさいに机の上に置くこと。学生証を忘れた者は学生係で学生カードの写しを請求すること。
※学生カードの写しを受領したうえで入室すること。
3. 筆記用具・持ち込み許可分以外のはバッグ等に入れて足元に置くこと。携帯電話等は必ず電源を切り、バッグ等に入れること。
4. カンニング・替え玉受験等の不正行為が確認された場合、規則に基づき厳重な処分が下される（当該期の専門教育全受験科目無効、停学・退学など）。
5. 原則として試験開始から20分経過後は入室を認めない（列車事故・自然災害など不測の事態については適宜対応される）。また途中退室が認められる場合は、試験開始から25分経過後でなければ退室を認めない。
6. その他、試験監督教員の指示に従うこと。

平成 年度 期 履修登録控

	1 時 限	2 時 限	3 時 限	4 時 限	5 時 限
月					
火					
水					
木					
金					
集中 講義					

平成 年度 期 履修登録控

	1 時 限	2 時 限	3 時 限	4 時 限	5 時 限
月					
火					
水					
木					
金					
集中 講義					

平成 年度 期 履修登録控

	1 時 限	2 時 限	3 時 限	4 時 限	5 時 限
月					
火					
水					
木					
金					
集中 講義					

平成 年度 期 履修登録控

	1 時 限	2 時 限	3 時 限	4 時 限	5 時 限
月					
火					
水					
木					
金					
集中 講義					

平成 年度 期 履修登録控

	1 時 限	2 時 限	3 時 限	4 時 限	5 時 限
月					
火					
水					
木					
金					
集中 講義					

平成 年度 期 履修登録控

	1 時 限	2 時 限	3 時 限	4 時 限	5 時 限
月					
火					
水					
木					
金					
集中 講義					

共通教育科目単位修得控

		授業科目	成績	単位	年月	備考	
		共通教育科目・人間力養成プログラム	選択科目	実践・判断・精神力			
知力(人文社会科学)							
知力(自然科学)							
自由選択科目							
自由選択科目							
自由選択科目							
選択必修科目	身体力						
	コミュニケーション力		(情)				
			(外)				
			(外)				
			(外)				
			(外)				
		(外)					
		(外)					
		(外)					
		(外)					
人間力合計							

專門教育科目單位修得控

	授 業 科 目	成 績	單 位	年 月	備 考
必 修 科 目					
	計				
選 拔 科 目					
		計			

選 択 科 目	授 業 科 目	成 績	単 位	年 月	備 考
		計			

自由科目	授 業 科 目	成 績	単 位	年 月	備 考
		計			

		科 目	修得単位	備 考
共通教育科目	人間力養成プログラム	選択科目	a. 実践・判断・精神力 b. 知力（人文・社会科学） c. 知力（自然科学）	
			自由選択科目（a～c）	
	選択必修科目	必修	d. 身体力 （体育・健康を学ぶ）	
		選択必修	e. コミュニケーション力 （情報・通信を学ぶ）	
		選択必修	e. コミュニケーション力 （外国語を学ぶ）	
			共通教育科目（人間力）小計	
専門教育科目	必修科目			
	(1)	授業科目		
	(2)	卒業科目		
	選択科目			
	自由科目			
	小計			
合 計				

教職に関する科目

授 業 科 目	成 績	単 位	修得年月	備 考
教 職 研 究			・	
教 育 原 論			・	
教 育 心 理 学 概 説			・	
教 育 制 度 論			・	
教育方法・技術論Ⅱ			・	
教 科 外 活 動 論			・	
中 等 道 徳 教 育 論			・	
生 徒 理 解 の 心 理			・	
学 校 教 育 相 談 Ⅱ			・	
教 科 教 育 法 ()			・	
教 科 教 育 法 ()			・	
教 科 教 育 法 ()			・	
教 科 教 育 法 ()			・	
教 職 実 践 演 習			・	
教 育 実 習			・	
教育実習事前・事後指導			・	
			・	
			・	
			・	
計				

教科に関する科目－１（必修）

授 業 科 目	成 績	単 位	年 月	備 考
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
計				

教科に関する科目－２（必修以外）

授 業 科 目	成 績	単 位	年 月	備 考
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	
計				

鹿児島大学法文学部

平成 年度入学 学科 [] 番

氏名 _____

(注) 修得単位は必ず記入すること